

平成30年度 東京情報大学自己点検・評価報告書

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等
1. 理念・目的	大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。	① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	大学として、「建学の精神」、「教育理念」、「学生指導の理念」を設定し、『大学公式ホームページ』、および『東京情報大学公式ホームページ』などで公開している。「東京情報大学学則」において、学部、学科の理念・目的を、また「東京情報大学大学院学則」大学院の理念・目的を設定している。 平成29年度、東京情報大学の理念・目的を効果的に実現するために総合情報学部、大学院総合情報学研究所の改組、および看護学部の設置を行っている。	学部、大学院とも学則の中に理念・目的が、適切に設定されている。総合情報学部、看護学部及び大学院総合情報学研究所はいずれもその理念を反映する、学位授与方針(ディプロマポリシー)を策定し、それぞれ教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)を適切に設定している。	社会を取り巻く諸環境の変化に対応し、大学全体として教育の理念などは再考する必要があり、それを検討する恒常的な仕組みを構築する。大学院の3つの方針がわかりにくいので見直しを行う。	建学の精神 教育理念 学生指導の理念 総合情報学部学位授与方針 看護学部認可申請書 大学設置基準第2条 学校教育法施行規則第172条2
	② 大学の理念・目的及び学部・研究科における目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、社会に対して公表しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所および、教職課程は、いずれも人材育成その他の教育研究上の目的については、設定されており、『学生ハンドブック』、および『東京情報大学公式ホームページ』などにおいて公表している。	総合情報学部、看護学部さらに大学院において、建学の精神、大学の教育理念、学生指導の理念にもとづいた総合情報学部の学位授与方針(ディプロマポリシー)および、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)を適切に公表している。	現状通り、『学生ハンドブック』、および『東京情報大学公式ホームページ』にて公表を継続する一方で、学生に対してはその理解度を確認する仕組みを構築する。	建学の精神 教育理念 人間形成の理念 教職課程における、教育研究上の目的及びディプロマポリシー
	③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	設置母体である学校法人東京農業大学が中心となり、各部門において中・長期計画を策定している。本学も同様に計画を策定し、計画に基づいた活動を実施している。特に中期計画(第2期)においては、2015-2018年の4カ年における目標設定を行い、毎年その確認を行っている。そこには大学の理念目的を実現するための計画も含まれており、その計画に則り活動が行われている。また、新たに学校法人東京農業大学—第3期中期計画N2022—を策定し、この計画に合わせて、令和元年度から諸施策の活動を行う予定である。	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。	新たに策定した学校法人東京農業大学—第3期中期計画N2022—(2019年度～2022年度)の事業計画に従って、改革及び改善を進める。	建学の精神 教育理念 人間形成の理念 総合情報学部・看護学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部・看護学部、教職課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 大学院改革委員会
2. 内部質保証	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。 ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部、研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	内部質保証を全学的に進めるために、東京情報大学基本方針を策定した。この方針に基づき、内部質保証に関する運営綱領を制定し、内部質保証委員会を設置した。併せて、内部質保証委員会が策定した方針に基づき自己点検評価が実施できるよう自己点検評価委員会規程を改正した。また、内部質保証システムの構築の目的を明確にし、全学的な手続き体制である内部質保証体制関連図を作成するとともに、各部門の運用内容を明確にした。	内部質保証を全学的に進めるために、東京情報大学基本方針を策定し明示しているが、手続き体制については、東京情報大学内部質保証委員会運営要領に明示している。	自己点検評価の実施をとおして内部質保証システムを構築・運用するなかでシステムの改善を行う。また、手続き体制を明示する。	東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学内部質保証に関する要綱 東京情報大学自己点検評価委員会規程 東京情報大学基本方針
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	内部質保証に関する運営綱領を制定し、内部質保証委員会を設置した。組織のメンバーについても大学の運営を担っている役職者を中心に構成されている。内部質保証委員会と自己点検評価委員会との関係も明確化され大学全体として組織化できている。	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。	内部質保証を推進する体制に基づき、適切に運営する。	東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学内部質保証に関する要綱 東京情報大学自己点検評価委員会規程 東京情報大学基本方針
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保	従来、設置されている自己点検評価委員会に加え2018年度は、内部質保証委員会の設置を行った。あわせて、東京情報大学基本方針、内部質保証に関する要綱を整備し、平成29年度の自己点検評価を行い、現状の確認とともに問題点の確認を行った。 また、平成27年に大学認証評価を受けたが、その際の指摘事項(努力課題)について改善を図っており、来年度、改善報告書を提出する予定である。	内部質保証については、従来の自己点検評価にとどまることなく、東京情報大学基本方針を策定し、さらに内部質保証委員会を設置し、その実効性を高めている。	内部質保証を推進する体制に基づき、適切に運営する。	東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学内部質保証に関する要綱 東京情報大学自己点検評価委員会規程 東京情報大学基本方針
	④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新	『東京情報大学公式ホームページ』において「教育研究上の基礎的な情報」「修学上の情報」「財務情報」を公表している。 あわせて、公益財団法人大学基準協会の認証を受けた結果についてその報告書を公表している。	基本情報の公表は適切に更新されている。また、認証評価の報告書についても適切に公表されている。	情報公表の時期にずれがあるところがあることから、同時期の公表ができる体制の整備を検討する。	学校教育法施行規則
	⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性 ○適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	大学評価基準に則って、大学及び各学部について自己点検評価を実施し、課題の確認を行っている。また、本年度、内部質保証委員会が設置され、次年度以降、内部質保証システムにおいて検討できる態勢作りが構築された。	内部質保証システムの体系的な整備が行われた段階であり、改善向上の取り組みは今後の課題である。	内部質保証を推進する体制に基づき、適切に運営し、検証を行う。	東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学内部質保証に関する要綱 東京情報大学自己点検評価委員会規程
3. 教育研究組織	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。	① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。 ○大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性 ○大学の理念・目的と附属研究所、センター等の組織の適合性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮	大学の理念・目的を実現するために、総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、教職課程、情報サービスセンター、総合情報研究所、遠隔看護実践研究センター、学生部、医務室、事務局が適正に設置されている。さらに、教学、学生募集、キャリア支援、社会貢献などの諸活動に対する運営を支援するための各種委員会が設置されている。	東京情報大学基本方針に明示された各学部・研究科等の教員研究組織にもとづき適切に設置している。	大学基本方針として明示された各学部・研究科等の教員研究組織の適切性について、自己点検委員会において検証し、内部質保証委員会において問題点を確認し、必要となる体制と組織の見直しを行う。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織及び職制 東京情報大学基本方針 東京情報大学情報サービスセンター規程 東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学看護学部遠隔看護実践研究センター規程
	② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・検証を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	各学部・研究科等の教育研究組織については、自己点検委員会によって検証が行われている。また、自己点検委員会の評価結果を踏まえた課題及び改善策を、学校法人東京農業大学—第3期中期計画N2022—に取り込み、次年度から活動を進める予定である。	各学部・研究科等の教育研究組織については、自己点検委員会によって適切性の検証を行っているが、改善・向上のための体系的な取り組みは今後の課題である。	新たに策定した学校法人東京農業大学—第3期中期計画N2022—(2019年度～2022年度)の事業計画に従って、改革及び改善を進める。	東京情報大学基本方針 東京情報大学自己点検評価委員会規程 学校法人東京農業大学 第3期中期計画N2022

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等
4. 教育課程・学習成果	<p>① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。</p>	<p>○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表</p>	<p>【総合情報学部】 東京情報大学の基本方針に基づき、平成29年度からの総合情報学部改革の具体策を検討していた総合情報学部改革推進委員会(教育方針・教育方法検討グループ)において、本学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、学部(学科)、学系それぞれにおける学位授与方針(ディプロマポリシー)を策定し、平成29年度から大学ホームページ、学生ハンドブックにおいて公表している。また、学位授与方針の大学については、同年度に開設した看護学部と共通の方針としている。 ※大学ホームページURL: <a href="http://www.tuis.ac.jp/university/policy2017/">http://www.tuis.ac.jp/university/policy2017/</a></p> <p>【教職課程】 学生ハンドブックでは、大学、学部学科及び学系の学位授与の方針に定められた学士力と教職課程のディプロマポリシーを示して、これらを満たし、かつ卒業要件単位数を修得し、教職課程の履修要件を満たした学生に対して、教員免許状授与の資格を与える、と明記している。また、Webページにもほぼ同様の内容を明示している。</p> <p>【看護学部】 看護学部開設に向けた文部科学省への設置申請において、学部設置の目的、教育理念、基本教育方針及び学位授与方針(ディプロマポリシー)など3つのポリシーを定めた。また、東京情報大改革推進委員会においても同様の学位授与方針(ディプロマポリシー)など3つのポリシーを定めている。この学位授与方針は、平成29年度から大学ホームページ及び学生ハンドブックにおいて公表している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 学位授与方針(ディプロマポリシー)を策定し、平成29年度から大学ホームページ、学生ハンドブックにおいて公表している。</p>	<p>【総合情報学部】 学位授与方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>【教職課程】 ディプロマポリシーに基づく免許授与方針を定め、公表している。</p> <p>【看護学部】 学位授与方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 教育課程の編成・実施方針の策定及び公表を適切に実施している。</p>	<p>【総合情報学部】 教育方法の見直し及びカリキュラム改正がない限り、現行のままとする。</p> <p>【教職課程】 教育方法の見直し及びカリキュラム改正がないので、現行のままとする。</p> <p>【看護学部】 引き続き適切に公表等を実施していく。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 情報分野に関する動向や教員の専門性、学部学生の研究状況を考慮し、大学院と学部との連続性を考えた大学院の教育体系やポリシーの内容を見直す。</p>	<p>東京情報大学基本方針 総合情報学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 看護学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 大学院総合情報学研究科:学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部教職課程:学位授与方針(ディプロマポリシー)</p>
	<p>② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p>	<p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p>	<p>【総合情報学部】 東京情報大学の基本方針に基づき、平成29年度からの総合情報学部改革の具体策を検討していた総合情報学部改革推進委員会(教育方針・教育方法検討グループ)において、本学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、学部(学科)、学系において身に付ける能力として定めた学位授与方針を実現するための教育課程の編成・実施方針を策定し、平成29年度から大学ホームページ、学生ハンドブックにおいて公表している。また、大学の教育課程の編成・実施方針については、同年度に開設した看護学部と共通の方針としている。 ※大学ホームページURL: <a href="http://www.tuis.ac.jp/university/policy2017/">http://www.tuis.ac.jp/university/policy2017/</a></p> <p>【教職課程】 ・学生ハンドブックに、カリキュラムポリシーと教職課程カリキュラムを掲載している。教育課程の体系、教育課程を構成する授業科目区分が示されている。また、各授業の概要と、配属される科目区分、教職課程における選択・必修の区分が示されている。 ・大学Webページにも、カリキュラムポリシーを掲載している。</p> <p>【看護学部】 看護学部開設に向けた文部科学省への設置申請において、学部設置の目的、教育理念、基本教育方針及び3つのポリシー等を定め、そのことに基づき教育編成・実施方針を設定した。平成30年度は、1年次のカリキュラム編成と同じく教育編成・実施方針に基づき、2年次のカリキュラム編成をし、各授業科目のシラバス等を作成した。1年次、2年次のカリキュラム編成と各授業科目のシラバス等を大学ホームページ、学生ハンドブックそして、学生用のWebサイトであるJ-portにおいて公表した。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院総合情報学研究科において身に付ける能力として定めた学位授与方針を達成するための教育課程の編成・実施方針を策定し、令和29年度から大学ホームページ、学生ハンドブックにおいて公表している。</p>	<p>【総合情報学部】 教育課程の編成・実施方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>【教職課程】 教職課程の編成・実施方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>【看護学部】 教育の編成・実施方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 教育課程の編成・実施方針の策定及び公表を適切に実施している。</p>	<p>【総合情報学部】 教育方法の見直し及びカリキュラム改正がない限り、現行のままとする。</p> <p>【教職課程】 ・教育課程の編成・実施方針と免許授与方針との適切な連関性については明示できるよう検討する。</p> <p>【看護学部】 完成年度終了後の令和3年度のカリキュラム改正に向け教育課程・実施方針については見直しも含め検討していくこととする。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 情報分野に関する動向や教員の専門性、学部学生の研究状況を考慮し、大学院と学部との連続性を考えた大学院の教育体系やポリシーの内容を見直す。</p>	<p>東京情報大学基本方針 総合情報学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 看護学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 大学院総合情報学研究科教育課程編成:実施の方針(カリキュラムポリシー) 総合情報学部教職課程:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
	<p>③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置  ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性  ・教育課程の編成にあつての順次性及び体系性への配慮  ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定  ・個々の授業科目内容及び方法  ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)  ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  (＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等  ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等  ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等)  ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>	<p>【総合情報学部】  東京情報大学の基本方針に基づき、平成29年度からの総合情報学部改革の具体策を検討していた総合情報学部改革推進委員会(教育方針・教育方法検討グループ)において、本学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、学部(学科)、学系において身に付ける能力として定めた学位授与方針を実現するための教育課程の編成・実施方針を策定し、これに基づき、教育課程を編成し、平成29年度入学者から適用している。  教育課程の内容としては、全学部共通の科目として、教育理念「現代実学主義」の基礎となる科目区分「現代実学」を割り当て、「情報リテラシー演習」、「情報モラルとセキュリティ」の2科目を配し、学部学生全員が履修する必修科目としている。  1つの教育課程に3つの学系に関する授業科目を配当したため、総合情報学部履修規程の別表1「総合情報学部授業科目」に学系別に必選区分を明示し、また学生ハンドブックへは学系ごとの履修モデルを明示し、学生が所属した学系に適用している授業科目を履修できるようにしている。また、学位授与方針に関連付けたカリキュラムマップを作成し、シラバスの到達目標に、学位授与方針に関連付けて、どのような知識・能力を修得できるかを具体的に明示している。  学生の社会的及び職業的自立を図るために、科目区分「キャリアデザイン」を割り当て、キャリア形成を支援する科目を配し、就職支援行事と合わせて複合的に学生のキャリアアップを図っている。</p> <p>【教職課程】  ・再課程認定申請を実施するにあたり、文部科学省が主催する「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」において、「教職に関する科目」に対して平成29年11月に取りまとめられた「教職課程コアカリキュラム」の考え方に沿って、授業科目の内容及び方法を検討し、平成31年4月からの再課程認定申請を行い認定されている。</p> <p>【看護学部】  新設学部の設置を申請する際に、学部開設の目的、育成する人物像を明確に示した上で、学部の理念、基本教育方針を策定し、さらに、本学部の教育の特色として、①自律と共創②看護と情報の融合 ③未来を切り拓くたくましい看護職の育成 ④地域包括ケアシステムの要となる看護職、⑤アクティブラーニング等を本学部の教育の特色として掲げた。そのことに基づき体系的に教育編成が行われている。平成30年度の2年次は、授業科目として、象徴科目(看護と情報Ⅱ、キャリアデザインとケアⅡ)、基礎看護科目及び基本実習段階の高齢者看護学実習Ⅰ及びⅡ、地域看護学実習、基礎看護学実習Ⅱ等が行われた。それらの授業内容等については、学部では、教授会の基に、学科教員会、教務委員会、実習委員会、学生部委員会そして地域貢献・広報プロジェクト等の各種委員会において、当初の教育目標が達せられるように検討する体制を整えて活動している。そのうち、学部の教務委員会においては、基本教育方針に基づき、カリキュラム、時間割の編成、成績及び履修に関すること等、当評価項目に関することについて審議検討している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】  博士前期課程においては、必修科目、総合演習に加え、システム・サイエンス情報系列、カルチャ・ビジネス情報系列ごとの選択科目、教職課程の必修科目を設置することで教育課程を体系化している。コースワークとリサーチワークへの配慮に関しては、各系列のディプロマポリシーに沿った授業科目(コースワーク)と研究・論文指導を実施する総合演習科目(リサーチワーク)を設置している。また、総合演習においては、ディプロマポリシーに沿った成果を確認するためのルーブリック評価を実施している。  博士後期課程においては、授業科目(コースワーク)として必修科目を新たに設置し、博士後期課程の指導教授の専門知識や研究に対する考え方を学ぶことで、学生自身が独自の哲学を持って研究計画を立案し、研究手法の洗練化を試み、研究レベルの向上を行うとともに、大学院の学びの概要、教育方針を理解し、各自の研究の方向性を明確にするように教育指導を行っている。</p>	<p>【総合情報学部】  学位授与方針、教育課程編成の方針に基づき適切に編成し、実施している。</p> <p>【教職課程】  文部科学省の審査により認定されたカリキュラムであり、適切に教育課程を編成している。</p> <p>【看護学部】  文部科学省の審査により認定されたカリキュラムであり、適切に教育課程を編成している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】  博士前期課程においては、各系列における専門性と授業科目との整合性や順次性・体系性への配慮が不十分である。あわせて、専門性の変遷に適應するようにディプロマポリシーを見直すと共に、授業科目の編成を改定する必要がある。  博士後期課程においては、授業科目(コースワーク)は設置してあるが、研究指導(リサーチワーク)に関する科目が設置されておらず、検討が必要である。</p>	<p>【総合情報学部】  教育課程の適切性を評価する仕組みや体制を整備する。  次期カリキュラムにおいて、科目間の関連及び順次性を示せるようにする。</p> <p>【教職課程】  ・保留となっている授業科目担当者を令和2年9月までに採用し、文部科学省の承認を得る。</p> <p>【看護学部】  学生の現在の学びの状況、授業評価等を基に、完成年度終了後の令和3年度のカリキュラム改正に向け検討委員会を設置し、教育編成・実施方針及び授業科目等の検討をしていくこととする。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】  情報分野に関する動向や教員の専門性、学部学生の研究状況を考慮し、大学院と学部との連続性を考えた大学院の教育体系やポリシーの内容を見直す。</p>	<p>東京情報大学基本方針  総合情報学部:学位授与方針(ディプロマポリシー)  看護学部:学位授与方針(ディプロマポリシー)  大学院総合情報学研究科:学位授与方針(ディプロマポリシー)  総合情報学部教職課程:学位授与方針(ディプロマポリシー)</p> <p>総合情報学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)  看護学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)  大学院総合情報学研究科教育課程編成:実施の方針(カリキュラムポリシー)  総合情報学部教職課程:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>
	<p>④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置  ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)  ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)  ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法  ＜学士課程＞  ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数  ・適切な履修指導の実施  ＜修士課程、博士課程＞  ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施  ＜専門職学位課程＞  ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施</p>	<p>【総合情報学部】  ・東京情報大学の基本方針、学則第11条から第15条、及び総合情報学部履修規程第13条から第17条に規定されている単位制度の趣旨に基づき、単位認定を実施している。  ・年間履修単位数に上限(CAP)を設け、授業時間外学習の時間を確保している。  ・成績評価の客観性、厳格性を担保するために、シラバスの各項目において厳密に記述している。シラバスの項目の1つである成績評価基準も厳密に明示している。すべての科目のシラバスで記入漏れがないか、不完全な記述がないかを、教員間でチェックし、必要に応じて修正させている。平成31年度より各科目のシラバスでは、ディプロマポリシーにおける4つの指標(「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」)の内、どの指標を伸ばす科目であるかを明示するようにした。  ・単位の認定において厳格な成績評価を実施するために、履修規程第16条に成績評価基準を定め学生ハンドブックに掲載し、シラバスに明示している成績評価方法に基づき評価している。  ・学生の履修行動や学修意欲を高めるためにGPA制度を導入している。  ・他大学や短大を卒業・中途退学し、本学に入学・編入した学生の既修得単位については、所属長が当該大学の成績証明書及び講義要項を確認のうえ、その全部または一部を本学において修得したものと適切に認定している。</p> <p>主体的学びを促す講義科目として「知識創造の方法a～f」を配当し、この6科目から1科目を必ず履修するようにしている。当該科目は、クラスごとに科目担当者の設定した内容を題材にアクティブ・ラーニング形式の授業を展開している。例えば、①スマートフォンやパソコン、ソーシャルメディアを利用して情報管理を行い、企画書の制作からプレゼンまでを行う演習、②論理的思考力を養うための思考法の議論型演習、社会的な問題を収集・分析し、それに基づいて新聞を作成する形式の演習、③企業からの実際の問題提起に対して情報収集およびディスカッションを行い解決法をプレゼンテーションする形式の演習等を行っている。それぞれの授業は1クラス約40名が受講し、5名程度のグループにわかれて演習を行うことで個々人の主体的な参加を促している。</p>	<p>【総合情報学部】  本学部の教育理念、基本教育方針等に基づき、教育課程の編成が行われている。成績評価の客観性、厳格性を担保するために、すべての科目のシラバスにて成績評価基準などを厳密に設定し、教育を行っている。</p> <p>主体的学びを促す講義科目として、共通の到達目標を定め、「知識創造の方法a～f」をアクティブ・ラーニング形式で授業を実施している。評価方法についても、到達目標の到達度に基づき評価している。また、当該授業を受講後に客観的に効果を測定する仕組みとして、PROGを実施している。</p>	<p>【総合情報学部】  教職課程科目を卒業要件の単位として認めることで、教職課程学生にも年間履修単位数に上限(CAP)を満たす履修が可能なようなカリキュラムに改正していく。</p> <p>・成績評価とは別に、効果測定をする仕組みを検討する。</p>	<p>東京情報大学基本方針  これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)(中教審第184号)平成27年12月21日  大学院改革委員会の検討事項「教育課程及び教育方法」</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
			<p>【教職課程】 ・再課程認定で新設する「特別支援教育」を前倒して特別講義として開講し、旧カリキュラムの学生に履修させている。 ・シラバスについては、文部科学省へ申請した際のシラバスに基づき作成し、第三者による内容確認を全学的に実施している。 ・教職課程の科目は、CAP及び卒業要件に含んでいないため、履修する科目が多く、学生の負担となっている。 ・教育実習の一環として、学校現場を理解させるために、学校ボランティアを始め、様々な取り組みに参加できるようにし、授業の中では学べないことを体験させている。 ・教職課程の運営は、教職課程所属教員及び教職専門委員会が行っているが、学生指導や質保証・向上を促進する組織としては十分ではない。</p> <p>【看護学部】 新設学部の設置申請する際に、学部開設の目的、育成する人物像を明確に示した上で、学部の理念、基本教育方針を策定し、その方針に基づき教育編成、各授業科目のシラバス等の作成を行った。評価の視点である履修登録単位数の上限設定はすでに履修に関する規程により行われており、また、シラバスの内容等についてはディプロマポリシーが反映されているかの検討等を主に学部教務委員会にて再確認を行った。そして、学生主体の授業形式、効果的な授業内容等については、学部の教務委員会、実習委員会(学生に効果的な実習のあり方等の検討)、学生部委員会(学生が学習しやすい環境づくり等の検討)等において検討している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 授業科目の修了要件単位数が34単位のため、CAP制は導入していない。シラバスは、学部と同様の内容を提示するようにし、第三者により、整合性のチェックを行っている。また、研究指導の内容について、募集要項及びWEBにおいて指導教授及び指導准教授の研究指導の内容及び方法を明示している。授業外の活動については、学生ハンドブック「論文計画書の提出から学位論文審査の申請まで」において、年間スケジュールと研究指導の内容を明示し、これに基づいて実施している。</p>	<p>【教職課程】 学校現場を体験する活動をはじめ、学習を活性化させる様々な取り組みを行っている。再課程認定で申請した新たなカリキュラムにて、効果的な教育を行うようにすべきであるが、科目担当者に一任しており、組織的に教育の質を保証及び向上させる仕組みがないことは課題であり、教職課程の科目が、CAP及び卒業要件に含んでいないため、単位制の実質化が図れていないこともあわせて課題である。</p> <p>【看護学部】 本学部の教育理念、基本教育方針等に基づき、教育課程の編成が行われている。2年次の各授業は順調に遂行され、アクティブラーニングの実施やVTRや模擬患者等を用いた実践的な演習など行われ、学生の学習を活性化させる教育が行われている。教務委員会(看護学科)、実習委員会及び学生委員会等の各種委員会等においては、授業の内容、学生への教育効果等検討された。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 本大学院の教育理念、基本教育方針等に基づき、教育課程の編成が行われている。年間スケジュールに基づき、研究指導を適切に対応している。</p>	<p>【教職課程】 教職課程の質を保証し、向上を促進させる組織(場所も含む)の設置が必要である。 ・教職課程の科目をCAP及び卒業要件に含め、単位制の実質化を図れる措置を講じる。</p> <p>【看護学部】 学生の効果的な学び、より良い授業のあり方等については、学部の現在の教育組織体制を見直しながら、取り組みを強化するとともに、完成年度終了後の令和3年度のカリキュラム改正に向け検討委員会を設置し、授業形態、内容、履修に関すること等の検討をしていくこととする。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 情報分野に関する動向や教員の専門性、学部学生の研究状況を考慮し、大学院と学部との連続性を考えた大学院の教育体系やポリシーの内容を見直す。</p>	
	⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	<p>【総合情報学部】 東京情報大学学則第11条から第15条、及び総合情報学部履修規程第13条から第17条に規定されている単位制度の趣旨に基づき、単位認定を実施するとともに、年間履修単位数に上限(CAP)を設け、授業時間外学習の時間を確保している。単位の認定において厳格な成績評価を実施するために、履修規程第16条に成績評価基準を定め学生ハンドブックに掲載し、シラバスに明示している成績評価方法に基づき評価している。なお、シラバスの記載内容については、教員間でチェックし、必要に応じて修正させている。また、学生の履修行動や学修意欲を高めるためにGPA制度を導入している。 他大学や短大を卒業・中途退学し、本学に入学・編入した学生の既修得単位については、所属長が当該大学の成績証明書及び講義要項を確認のうえ、その全部または一部を本学において修得したものと適切に認定している。</p> <p>卒業要件に係る運用と適切性 卒業要件については、学則第14条第2項(別表第3)及び総合情報学部履修規程第20条(別表第2)に規定し、学生ハンドブックに掲載している。平成25年度から28年度に入学した学生は、1学科12コース制、平成29年度以降に入学した学生は、3学系制のもとで専門教育を受ける。1学科12コース制では学生は学科の教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに沿って編成されたカリキュラムの中から、自分の専門性を修得するための科目を履修し、卒業要件の単位を修得する必要がある。最終的に、学科教員会において卒業判定を行い、その結果を教授会で報告し、学長が卒業を決定している。平成29年度に1学科12コース制から3学系制に改組されたため、3学系制のもとでの卒業生は現段階ではない。そのため、卒業認定についての適切性については今後検証していく予定である。</p> <p>進級に係る運用と適切性 進級要件については、総合情報学部履修規程第19条に規定し、学生ハンドブックに掲載している。2年次から3年次への進級では、入学後の2年間(休学期間を除く)で、修得単位が50単位に満たない者は、3年次に進級することができない。3年次から4年次への進級では、3年次終了の時点で、①修得単位が90単位以上あること、②1年次配当の必修科目の単位を全て修得済であること、が求められる。</p> <p>学生はWeb情報システム(J-port)を利用して履修登録を行うが、各学期の初めに履修登録した単位数と修得単位数において、進級または卒業要件を満たしているかどうかを確認できる。また、2年次、3年次、4年次に進級する際には配属された基礎演習やプロジェクト研究の担任が成績原簿(写)を各学生に手渡し、必修科目や選択科目等の取得単位数と卒業所要単位数を確認してもらうとともに、取得単位数が少ない学生や成績不振の学生に対する指導を行っている。しかし、卒業要件が科目区分や選必修区分で細かく設定されているため、そのことを理解せずに進級し、上級年次にあわてて要件を満たす履修をする学生も見受けられるため、2年次から卒業見込み判定ができるようにJ-portの設定を変更し、不足している卒業要件単位数を確認できるようにしている。修得単位の不足により、進級要件または卒業要件を満たしていない学生に対して、不足単位数が6単位以内であること、再試験対象科目の成績が「不」であることなどの制約を設けた上で、再試験を実施している。再試験の結果も踏まえ、進級・卒業要件を満たさなかった学生には、学期末にクラス担任が保護者を交えた面談を実施し指導している。また、1年次生には進級要件を設けていないが、修得単位数が20単位に満たない者に対して、同様に指導を行っている。</p> <p>・学位論文審査に関しては、各指導教員が定めた審査基準に従って実施している。 ・学位審査及び修了認定に関しては、総合情報学部の学科教員会において各指導教員の意見を聴き、卒業の認定(判定)を実施している。</p>	<p>【総合情報学部】 東京情報大学学則にもとづき適切に成績評価、単位認定、学位授与が行われている。なお、シラバスにて成績評価方法を公開しているものの、成績評価の客観性については、検討の余地を残している。</p> <p>進級・卒業判定は適切に運用している。</p>	<p>【総合情報学部】 ルーブリック評価の導入などが今後の検討課題としてあげられる。</p> <p>現行のカリキュラムでは難しいが、今後カリキュラム改正をする際に、学生がわかりやすい履修方法や卒業要件となるようにしたい。</p>	<p>東京情報大学基本方針 東京情報大学学則第11条から第15条の3 東京情報大学総合情報学部履修規程 東京情報大学学則第14条、東京情報大学総合情報学部履修規程第19条、第20条 学位授与方針(ディプロマポリシー)では、学位授与の要件として、卒業要件単位数を習得した学生に対して、卒業時に学士の単位を授与することと定めている。 東京情報大学大学院学則第6条から第18条</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
			<p>【教職課程】 ・1、2、3年次修了前に、それぞれ到達すべき課題を具体的に与えて指導し、その修得をもって次年度の課程履修を許可する通過審査を実施している。1年生には1年生必修科目「教職概論」および「教育原理」に関する基礎的知識を問う問題と、小論文を課している。2年生には教員採用試験の教職教養科目の過去問題と、道徳指導案作成およびその模擬授業を課している。3年生には情報免許の場合、ITパスポート試験合格を課し、かつ情報教科の模擬授業を課している。さらに卒業時にITパスポート試験あるいはその上位試験に合格していることを条件に免許状一括申請を行うこととしている。 ・4年次後期に開講している「教職実践演習」では、教員として必要な資質能力の最終的な確認と補填をおこなう。これまでの教職課程の学びのまとめとして、「教科の指導力」「生徒理解や学級経営」「使命感や責任感、教育的愛情」「社会性や対人関係能力」という4つの柱を重視する演習授業を行っている。</p> <p>【看護学部】 平成30年度の学生の成績評価においては、厳格に実施するとともに、学部の教務委員会、実習委員会、学生部委員会等において、学生の成績及びこれからの学生の学習への対応等について審議検討している。単位認定の客観的な方法の適切性については、学部教務委員会等において再確認している。また、成績評価等に関しては、本大学の再試験制度の活用やクラス担任等による指導及び成績不振者への面接指導等を行うなど、今後の学生の学習への取り組みに対する学習支援活動を行った。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置： ・東京情報大学大学院学則第6条から第8条に基づき、「授業科目の履修及び単位認定」を学生ハンドブックに明示し、単位認定を行っている。 ・東京情報大学大学院学則第12条及び第13条に基づき、「課程修了の要件」を学生ハンドブックに明示し、修了判定を行っている。 ○学位授与を適切に行うための措置 ・東京情報大学大学院学則第14条から第18条に基づき、「学位論文(博士前期課程)審査のための要件及び方法」及び「博士(総合情報学)の学位授与のための要件及び方法」を学生ハンドブックに明示し、論文審査を行い学位を授与している。</p>	<p>【教職課程】 ・通過審査は、教員としての最低限の知識や技術を修得及び確認させるために有効であると考えている。 ・教科「情報」の免許状を一括申請する要件として、ITパスポート試験合格を課しているが、合格者が少ないため、一括申請者数が、毎年数名となっている。文部科学省への免許状取得者数の報告もこの人数となっている。</p> <p>【看護学部】 学生の成績評価および単位認定については、大学の成績、履修に関する規程等に基づき、適切に行われた。また、成績評価による学生への学習への対応方法として、本学の再試験の活用や成績不振者への面接、指導等、クラス担任等の指導等が、対象学生に対し適切に行われ、学生の主体的な学習への取り組みが行われている。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 授業科目の成績評価に関しては、学業成績評価の表示については学生ハンドブックに明示されているが、評価点、成績評価内容が学生ハンドブックに明示されていない。修士論文審査においては、学位授与のための基準および方法を設け、主査(主担当指導教員)、副査(副担当指導教員)による論文審査、最終試験を実施し、大学院拡大研究科委員会において最終判定を行っている。また、修士論文の最終判定に先立って、口頭による論文発表会を実施している。博士論文審査においては、「博士後期課程(3年次)の審査スケジュール」に従って複数の教員、学生・院生が聴講する論文発表会を複数回行い、各回毎に大学院指導教授、副指導教授による判定会議を実施している。そして、主査、副査による最終試験、複数の教員、学生・院生が聴講する公聴会を経て、大学院拡大研究科委員会で最終判定を行っている。</p>	<p>【教職課程】 ・通過審査での初回合格者を増やすためには、課程学生の文章表現力、自律的な学習習慣を高める仕組みづくりが必要である。また、ITパスポート試験に合格するよう、スコラ(課外試験対策講座)の仕組みを生かした学習が必要でもある。</p> <p>【看護学部】 学生の成績に関する評価、単位認定及び学位授与の適切な措置等については、学部の現在の教育組織体制を見直ししながら、取り組みを強化するとともに、完成年度終了後の令和3年度のカリキュラム改正に向け検討委員会を設置し検討をしていくこととする。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院の評価点、成績評価内容を作成し、学生ハンドブックに明示する。</p>	
	<p>⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>【総合情報学部】 学生に学位を授与されるためには、学習成果を達成することが必要である。ここで、学習成果とは、学位授与方針(ディプロマポリシー)の下で達成すべき具体的な学習成果を列挙しているものである。教育課程において、カリキュラムポリシーに基づき設定された科目を体系的に履修することを指導しており、単位を習得した者に対して学位が授与されている。 学習成果を把握及び評価するための方法として、各学年終了時に1年間のGPAと入学後これまでのGPAを成績表に記録している。成績配布時には、GPAが各学年全学生数のうち何位に位置しているかの表を合わせて配布することで、自己のおよその順位を理解させて、その後の努力を促すように指導している。 社会人基礎力の測定を目的とした学生調査として、総合情報学部1、2年生に対して、リアセック社のPROG評価を実施し、学生各人のリテラシー能力(情報収集力、情報分析力、課題発見力、構想力、言語処理能力、非言語処理能力)とコンピテンシー能力(対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力)を測定して、このPROGは、担任教員が各学生の能力を把握するとともに、学生本人が自己の強み、弱みを認識し、卒業までの4年間で、強みは伸ばし、弱みは改善するように指導している。</p> <p>【教職課程】 ・教職課程における授業および授業外活動における学生自身の省察をまとめた履修カルテを作成させている。この履修カルテを学生自身が記入・参照することで、学生自身がどの授業でどのようなことを学び何が自身の学修上の課題であったかをその都度把握し、かつ振り返ることができる。この履修カルテを参照することで、個々の学生の学習成果を定性的に把握できる。 ・教職課程連絡会は、いわゆる教職課程の卒業生の会であり、平成28年度に設立され、毎年10月の学園祭時に開催し、教職課程卒業生からの意見聴取とともに、教職課程履修学生との交流も図っている。</p> <p>【看護学部】 平成30年度の学生の学習成果においては、学部の教務委員会、実習委員会、学生部委員会等において、学生の成績及び学習成果、これからの学習支援等について検討している。成績不振者への対応等については、再試験制度の活用やクラス担任等による指導等を適切に行われた。また、看護師等の国家試験合格対策に向けて、国家試験対策や学習支援に関する小委員会を設け、低学年履試の実施や学生自身が主体的に学習に取り組むことを支援する学習支援活動を、全教員の関りをもって実施している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 ルーブリック型のパフォーマンス評価において、「テーマ設定」、「研究内容」、「発表内度」の観点から9項目を設定し、研究論文発表会(中間報告)の際に、複数の教員によるパフォーマンス評価を実施することで学生の学習成果を把握、評価している。また、その評価結果と集計結果を、当該学生の指導教員を通じて学生にフィードバックし、その後の研究活動の改善に活用している。</p>	<p>【総合情報学部】 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の設定は、不十分である。学習成果が、社会のニーズに適合しているかの評価が不十分である。</p> <p>【教職課程】 ・履修カルテは学生の学習成果とそれらに対する自己評価を、年次ごとにまとめており、その定性的および定量的な評価を行っている。 ・教職課程連絡会への卒業生の参加者数は数名と限られており、幅広い卒業生からの意見聴取ができたとは言えない。</p> <p>【看護学部】 平成30年度の学生の学習成果に関することについては、学部の教務委員会、実習委員会及び学生委員会等の各種委員会等により、学生の状況等について把握及び評価がなされている。また、成績不振者への指導等や看護師国家試験対策に向けた学生の学習支援活動については、学生の学習への取り組み、その動機づけの面からも、現時点においては良い方向に向かいつつある。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 ディプロマ・ポリシーの記載内容は、学生の学習成果の適切性を評価する点で、不十分と考えられる。ディプロマ・ポリシーの見直しと共に、ルーブリックを活用した評価内容、評価方法について検討する必要がある。</p>	<p>【総合情報学部】 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の設定を行う。学習成果が、社会のニーズに適合しているかの評価について、毎年10月開催の企業懇話会において、就職先企業からアンケート調査を行いたい。秋開催の学園祭ホームカミングデーにおいても、卒業生から学習成果が、社会のニーズに適合しているかアンケート調査する。</p> <p>【教職課程】 ・教員免許課程の分野の特性に応じた客観的な学習成果の測定方法を、教育効果を高めることと結びつける必要がある。例えば、各年次の最初と最後に、アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定などを教職課程の全学生に対して実施し、学生の能動的学習を促進させる等である。 ・卒業生同士あるいは卒業生のゼミ担当教員とのネットワークを通じて、教職課程連絡会への参加者を増やす方策を検討する。また、メンバー限定のSNS等を活用すること、課程卒業生名簿を充実させることで、連絡会への出席ができない卒業生の情報交換や意見聴取を円滑におこない、在学生への教育へフィードバックできるよう努める。</p> <p>【看護学部】 学生の学習成果、そのための授業のあり方等については、学部の現在の教育組織体制を見直ししながら、取り組みを強化するとともに、完成年度終了後の令和3年度のカリキュラム改正に向け検討委員会を設置し、よりよい教育方法、授業の内容方法等について検討をしていくこととする。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 ディプロマ・ポリシーの見直しと共に、ルーブリックを活用した評価内容や学生の学習効果の変化を表示するなどの評価方法について検討する。</p>	<p>東京情報大学基本方針 学校教育法施行規則第百六十五条の二「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日・中教審)</p>



大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
	⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	【大学】 総合情報学部においては、12コースを3領域に分け卒業論文発表会を開催した。本発表会は、毎年、定期的に行われているものであり、教育の向上の一助となっている。1年次生はその聴講を必修とし今後のコース選択の指針とさせた。またあわせて教員による評価を行い教育的指導を合わせて行った。  【教職課程】 ・教職課程認定基準に沿って、平成31年4月からの再課程認定申請を行い認定されているため、教育課程については適切であると判断し、点検・評価はこれからである。 ・また、学習成果の測定結果による点検評価については、まだ測定する仕組みを取り入れていないため、改善・向上策の提案がされていない。	【大学】 卒業論文という大学教育の総合的な成果に対する評価活動は、きわめて意義がある。しかし、その過程である、各学年についての学習成果の測定方法などの検討は不十分であり、定期定期な点検評価には至っていない。  【教職課程】 ・平成31年4月からの再課程認定申請について認定されたので、今後、教職課程の適切性を維持するための点検・評価が必要である。 ・教職課程の教育内容及び方法についての適切性を評価する仕組みが導入されていない。	【大学】 各学年についての学習成果の測定方法を検討し、あわせて、定期定期な点検評価する仕組みを工夫する。  【教職課程】 ・教職課程の教育内容及び方法についての適切性を評価する仕組みを導入する。 ・教職課程の点検・評価を定期的に行うことができるようにする。	東京情報大学基本方針 学位授与方針(ディプロマポリシー) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 「教職課程コアカリキュラム」(教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会・文部科学省)
5. 学生の受け入れ	① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)については東京情報大学の公式ホームページ、大学案内において公表している。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所において、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)については適切に公表している。 その一報で、学位授与方針(ディプロマポリシー)および、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)との、相互の関連性については、検証が不十分である。また、障害のある学生の受け入れ方針について公表されていない。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所において、いずれも受け入れる学生に求められる学修成果(「学力の3要素」)をどのように学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)に反映させていくか検討する。 障害のある学生の受け入れ方針については、大学としての受け入れ方針を定め、障害のある学生が入学したときには、円滑な学生生活が送れるように教育環境を整備したうえで、入試・広報委員会を中心に公表する方針を検討し、明文化・公表する。 大学院については、社会的背景や教員の専門性、学部学生の研究状況を考慮し、大学院と学部との連続性を考えた大学院の教育体系を見直し、それに合わせて、アドミッションポリシーも見直す。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学基本方針 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究所 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)
	② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施	【総合情報学部】 学生募集に関しては、本学のアドミッションポリシーに鑑み、学習募集の計画、大学案内の作成、学生募集行事の実施、入学試験の実施をそれぞれ行っている。これらの実際活動に関しては、学長のリーダーシップのもと、教員と事務職員からなる入試広報委員会がオーサライズし、実施している。  (1) 学生募集の計画 ・入試方法の決定 ・入学試験ごとの募集人数の決定 ・各入学試験の実施日、学生募集行事の実施日の決定  (2) 大学案内の制作 ・各ゼミ、学系、学科、在学生に対する取材 ・就職状況等、受験生向け情報の収集とまとめ ・大学案内の作成  (3) 学生募集行事の実施 ・オープンキャンパスを年8回実施 ・授業見学会の実施 ・高校への訪問大学ガイダンスの実施 ・大学入試合同イベントにおける大学紹介の実施 ・その他、個別の学校訪問などの実施  (4) 入学試験の実施 入学試験の種類は、大きく分けてAO入試、推薦入試、外国人入試、一般入試である。これらの試験を対象者と対象時期に分けて実施している。	【総合情報学部】 学生募集、大学案内、学生募集行事、入学試験はいずれも適切な内容で行われた。しかし、総合情報学部の志願者が昨年度よりも相当数増え、後半の入試時において既に定員超過状態となっていたことから合格者を相当絞る結果となった。これにより、AOを含めた推薦系入試と、一般入試・センター利用入試による入学者の学力差が広がる結果となった。  ・適切なスケジュールで実施されているか 各入試は、それぞれの受験生(特に高校在生)の進路選択状況により実施できている。 一般入試は、センター試験や多くの他大学の時期と同調させることにより、受験生が無理のないスケジュールで本学の入試に臨めている。  ・適切な人的資源(マンパワー)により実施されているか 各入試に適切に人的資源を割り当てられていると考えられる。また、教員は主に試験監督、事務職員は会場運営を分担し、これらを連携させることにより、質の高い入試運営ができた。  【看護学部】 ・適正な内容で実施されているか 学生募集、大学案内、学生募集行事はほぼ従来どおりに実施した。しかし入学試験においては志願者を減少させる結果となった。特にセンター利用入試では志願者を大きく減少する結果となった。 ・適切なスケジュールで実施されているか 各入試は、受験生の進路希望(看護師・保健師の資格取得)を叶える能力の修得が可能であるかを評価している。卒業時点で、看護師・保健師国家試験に合格する能力を修得することはもとより、看護学部の教育理念である「自律と共創」の能力を獲得し、「たくましい看護師」に育つ人材であるかを評価している。特に、AO入試および推薦入試は、本学部の特徴を十分に理解したうえで、本学への入学を強く希望する学生を対象としている。さらに、合格発表後から入学までの期間を、入学後の看護基礎教育への準備学習に充てることができる学習支援体制を整えている。 社会人入試は、高校卒業後に社会人となった人々を対象に、看護師・保健師としての就業を希望する受験生を対象に実施している。 一般入試は、センター試験や多くの大学の一般入試の時期と同調させることにより、受験生の受験スケジュールに無理のない日程で、本学の入試に臨んでいると考えられる。 ・適切な人的資源(マンパワー)により実施されているか 各入試は適切に人的資源を割り当てられていると考える。特に、AO入試、推薦入試、一般入試は、「グループ面接」を実施し、常勤の教員が面接者を担当している。また、教員は主に試験監督、事務職員は会場運営を分担し、これらを連携させることにより、質の高い入試運営ができたと考ええる。	【総合情報学部】 ・自己点検結果を反映し、入試広報委員会、入試広報課等において、総合的な検討を行う。 ・一般入試・センター利用入試の志願者が増えていることから、試験制度ごとの募集人数の修正、また、指定校の見直しと推薦人数の見直しを検討する。  【看護学部】 ・2年連続の定員割れとなっているため、定員充足に向け、入試制度を含めた全体的な入試広報活動の改良を行う。 ・AOII、AOIII期を年内に新設させることにより、早く進路を決めたい受験生のニーズに合わせ、志願者の確保を行う。 ・センター利用入試においては、グループディスカッションは一定の志願者が確保できるまで行わないようにし、遠隔地の学生が志願しやすい方式とする。 ・受験生と保護者、高校の進路指導を担当する教員への看護学への理解と看護師・保健師の現在と将来の役割について、説明する機会を一層増やしていく。 ・自己点検結果を反映し、入試広報委員会、入試広報課等において、総合的な検討が必要である。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学基本方針 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究所 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等
		<p>③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p> <p>④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>【大学院総合情報学研究科】 入学受け入れ方針(アドミッションポリシー)を設定し、その方針に従って入学選抜を行い、その結果を、大学院拡大研究科委員会で審議している。</p> <p>総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科、いずれも定員については、学則に学生数が規定されており、入学試験もその定員の過不足にならないよう慎重に合否を決めている。在学生については、毎月開催される運営委員会、教授会(総合情報学部・看護学部)、学科教員会、大学院研究科委員会においてそれぞれの会議において、入学定員に対する在籍学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率について確認している。その中で、入学定員及び収容定員に対する在籍学生数比率は、大学全体では、収容定員を少し不足している程度であるが、学部、学年別にするとう過又は未充足となっているところもある。</p> <p>学生受け入れ方針(アドミッションポリシー)については、策定されているが、定期的な検証は行われていない。毎月開催される運営委員会、教授会(総合情報学部・看護学部)、学科教員会、大学院研究科委員会においてそれぞれの会議において在学生について確認している。また、定期的にC-Learningを利用した出席管理体制の下、長期欠席者の情報を共有している。</p>	<p>【大学院総合情報学研究科】 入学選抜における「評価の視点」に挙げられている事項について適切に実施している。</p> <p>入学に関する定員管理は、適切に行われている。しかし、平成31年度入試での入学者数は、総合情報学部は、定員を満たしたが、看護学部は定員を満たしていない。また、総合情報学部の平成29年度入学生も入学時は定員を満たしていたが、退学(除籍)したことにより、平成30年度末には定員を割ってしまった。</p> <p>受け入れた学生について定期的に管理しているが、受け入れ方針の適切性についての検証は不十分である。各学部、大学院の学位授与方針(ディプロマポリシー)を前提とした組織的な検証体制の整備が必要である。</p>	<p>【大学院総合情報学研究科】 大学院の教育体系、及び3つのポリシーの見直しに対応して、入学選抜における「評価の視点」の内容を見直す。</p> <p>安定的に入学定員及び収容定員を確保するために、各入試制度別の定員の調整、指定校推薦の基準等の検討、戦略的な学生確保方法の立案等を行い実行する。また、在学生に対しては、退学者を減らす対策を講じる。大学院については、教育体系や奨学金制度を見直し、その広報活動を徹底する。</p> <p>各学部、大学院において受け入れ方針の適切性について検証する組織的な体制を整備する。</p>	<p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学基本方針 東京情報大学 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)</p> <p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)</p>
6. 教員・教員組織	<p>大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。</p>	<p>① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p>	<p>【大学】 総合情報学部ならびに看護学部の教育課程において、収容定員、設置基準、資格等に関する法令上の基準を満たすように教員組織を整備している。平成30年5月1日現在の教員数は、総合情報学部49名(教授19名、准教授21名、助教9名)、看護学部23(教授6名、准教授4名、講師6名、助教7名)である。この教員数は、文部科学省の設置基準を上回る人数となっている。</p> <p>【総合情報学部】 大学として求める教員像は、東京情報大学基本方針に規定されている。教務職員の資格及び職務については、学校法人東京農業大学職員就業規則に則って行われる。また、大学の組織及び職制については、東京情報大学組織及び職制で規定されている。総合情報学部の教員組織の編制に関する方針は、3学系それぞれの学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)にもとづき行われている。</p> <p>【看護学部】 看護学部設置において、大学設置基準に定められた専任教員数を踏まえた専任教員の採用計画(完成年度時27名)に基づき、本学部の人材養成目的と教育課程の特色を実現するための教員採用を行っている。なお、採用にあたり、教員組織を3分野(①基盤看護分野、②成育・成人看護分野、③地域看護分野)に分け、それぞれに職階別にバランスよく教員が配置されるよう考慮している。専任教員の他に、臨地実習を実施するために、専任教員の指導の下に、実習指導および学内演習を担当する「臨床教員」、実習指導を担当する「実習教員」も採用する。また、看護学部の運営にあたり、教務関連、学生関連、入試・広報関連について議論ができるよう、教授会規程第8条に基づき、委員会を設置している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 東京情報大学基本方針「6. 教員・教員組織」に求める教員像を明示している。研究科の教育体系、科目構成に対応して教員を配置しているが、教員採用人事に関しては学部の教員組織構成に依存している。</p>	<p>【大学】 大学全体の教員組織の編制の方針策定については、東京情報大学基本方針に明記されている。</p> <p>【総合情報学部】 専任教員数を確保している。しかし、今後、定年退職となる教員を視野に入れた、人事計画が必要である。</p> <p>【看護学部】 専任教員の採用計画に基づき、開設前に主な教員採用は済んでいるが、残り2名の採用(在宅看護学・公衆衛生看護学のそれぞれの教員は、これから行う予定である。 ・臨地実習指導の充実・強化を図る。看護連携型(大学と臨床指導者)事業が活性化されていない。 ・主要病院との間で看護連携型事業に関する基本協定を平成31年4月1日に締結できなかった。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院教育の特色、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに対して教員組織が編成されているかを見直す必要がある。</p>	<p>【大学】 総合情報学部、看護学部とも、専任教員数を確保している。しかし、今後、定年退職となる教員を視野に入れた、人事計画が必要である。</p> <p>【総合情報学部】 大学全体の教員組織の編制の方針策定については、東京情報大学基本方針に明記されており、総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー)総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)の公表を適切に実施している。</p> <p>【看護学部】 看護の実践と教育・研究とが連携し、看護教育ならびに臨床看護の質の向上を図るとともに、臨床に根ざした看護共同研究を進展させ、両者の機能の一層の向上を図る。また、主要病院との間で看護連携型事業に関する基本協定を平成32年4月1日に締結し、下記の事業の活性化を図る。 1. 教務職員の現場研修 2. 臨床指導者の基礎教育への参画 3. 看護研究会の開催と看護共同研究の発表と投稿 4. 実習委員会主催による臨床指導者研修会の開催</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院教育の特色、教育体系、3ポリシーを見直すと共に、教員の専門性を考慮した教員組織の編成を検討する。</p>	<p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学基本方針 東京情報大学組織及び職制 教員資格審査マニュアル</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等
	<p>② 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。</p>	<p>○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編成のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における教養教育の運営体制</p>	<p>【大学】 総合情報学部ならびに看護学部の教育課程において、収容定員、設置基準、資格等に関する法令上の基準を満たすように教員組織を整備している。平成30年5月1日現在の教員数は、総合情報学部49名(教授19名、准教授21名、助教9名)、看護学部23名(教授6名、准教授4名、講師6名、助教7名)である。この教員数は、文部科学省の設置基準を上回る人数となっている。</p> <p>大学全体の専任教員数については、総合情報学部、看護学部いずれもそれぞれの学部方針に基づき人事計画が進められている。また、総合情報学部、看護学部の共通の教養教育について平成29年度の総合情報学部の改組により、教養・教職・学芸員課程が教職課程に変更され、教養科目の運営を専任教員が責任を持っておこなうことが困難となっていたが、これについては、引き続き教務委員会が中心となって対応している。</p> <p>【総合情報学部】 教育の充実をはかるため情報システム学系(セキュリティ1名・システム設計1名)、数理情報学系(データサイエンス1名)、社会情報学系(映像1名)、教職(数学1名)の合計5名の公募を行い。情報システム学系(セキュリティ1名・システム設計1名)、社会情報学系(映像1名)、教職(数学1名)の合計4名の教員の補充を行った。数理情報学系(データサイエンス)は適任者がなく、引き続き次年度も公募を行うことになった。</p> <p>【看護学部】 看護学部設置において、大学設置基準に定められた専任教員数を踏まえた専任教員の採用計画(完成年度時27名)に基づき、教員採用を行い、現在25名を採用し、内19名が平成29年度に就任している。残り2名につきましては、法人、東京農業大学人事委員会にて承認されているが、文部科学省のAC審査を受審予定である。教員組織を3分野(①基盤看護分野、②成人看護分野、③地域看護分野)に分け、教育・研究歴の長い教員と臨床経験を長く有している教員とがバランスよく構成されている。専任教員の他に、臨地実習を実施するために、専任教員の指導の下に、実習指導および学内演習を担当する「臨床教員」、実習指導を担当する「実習教員」を適切に配置し、臨地実習の指導にあたっている。また、設置2年目であるため、就任していない専任教員もいるが、完成年度には、採用者全員が就任する予定である。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 専任教員の数に関しては、平成31年3月現在で、指導教員15名(指導教授13名、指導准教授2名)であり、文部省告示第七十五号(大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数)に示してある工学関係の教員数(原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする)照らして問題ない。授業担当における専任教員については、H29からH32まで12コース制の学生を受け入れており、12コース制の学生に不利益とならないように科目を整備し、授業担当を学部の教員及び非常勤教員により対応している。年齢構成に配慮した教員配置については、学部の教員の年齢構成に従っている。</p>	<p>【大学】 総合情報学部、看護学部とも、専任教員数を確保している。しかし、今後、定年退職となる教員を視野に入れた、人事計画が必要である。</p> <p>大学全体の専任教員については、総合情報学部の3学系制への改組完成を目指して、看護学部は設置完成を目指して適切に人事が行われている。また、教養教育の運営については教務委員会が、対応しているが、大学として教養課程の設置など組織化が求められる。</p> <p>【総合情報学部】 データサイエンスの教員1名の補充はできなかったが、教員の補充は、おおむね順調に進んでいる。</p> <p>【看護学部】 1. 教員の募集・採用・昇格等の内規規程および手続きは明確化されている。 2. 教員組織の年齢構成に偏りがみられる。 3. 理念・目的に応じて講義・演習・実習を展開するための必要な教員数が確保されているか検討する。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 年齢構成については、学部の教員の年齢構成に従っているが、大学院として問題ないかを検討する必要がある。また、休講科目があるので、これらの科目については、科目体系を含めて検討する必要がある。</p>	<p>【大学】 総合情報学部、看護学部とも、専任教員数を確保している。しかし、今後、定年退職となる教員を視野に入れた、人事計画が必要である。</p> <p>【総合情報学部】 データサイエンスの教員1名の補充はできなかったが、教員の補充は、おおむね順調に進んでいる。なお、今後の定年退職者を視野に入れた人事計画を検討する必要がある。</p> <p>【看護学部】 1. 必要に応じて教員の採用計画を立てている。(定年退職後の教授の補充については、教員公募による補充・内部昇格により計画的に退職の補充を行う。) 2. 理念・目的に準拠した教員編成の適切性について学部運営委員会、教授会において定期的に検証を行う。 3. 教員組織の年齢構成に偏りがみられるため、若手教員を積極的に採用していく。 4. 理念・目的・目標に基づくDP・CPを、教務職員および学生が共通認識できるようにFD研修を行う。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 策定した学校法人東京農業大学の2019年度～2022年度中期事業計画N2022の事業計画に従って、大学院改革を加速すると同時に、教員組織の構成を検討する。</p>	<p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学基本方針 東京情報大学組織及び職制</p>
	<p>③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p>	<p>○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p>	<p>【総合情報学部】 毎年5月末日に個人調査の提出を受け研究業績などの評価を行い昇格該当者の確認を行っている。 平成30年度、教務職員の公募を行ったが、大学の規定に則った手続きのもと公正に公募が行われた。 なお、公募に当たり、現状の教員編成にもとづき計画的に職位が決定されている。</p> <p>【看護学部】 ・文部科学省の設置基準に準拠した看護学教育に相応しい教員組織編成であり且つ相当数にあたる専任教員を配置している。また、大学としての機能を果たすべく、その役割を分担・遂行するために必要十分な東京情報大学看護学部委員会を設置している。 ・専任教員の指導の下に、実習指導および学内演習を担当する「臨床教員」、実習指導を担当する「実習教員」を配置している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院では、指導教授、指導准教授及び授業科目担当者の採用を行っており、教員資格審査基準マニュアルの基準に基づき、資格審査委員会の審査において適格と判断された採用者に対して、大学院研究科委員会において投票を行い、出席者の2/3以上の得票のあった者が、学長の決定を受け、人事委員会に付議され承認されている。</p>	<p>【総合情報学部】 教員構成にもとづいた適正な募集が行われ人事手続きが実施されている。また、昇格についても東京情報大学資格審査基準に準拠し適正に判定が行われている。</p> <p>【看護学部】 ・文部科学省の設置基準の教員組織体制において専任教員27人を配置している。年度ごとに採用計画に従って配置している。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 大学院の人事については、適切に運用している。</p>	<p>【総合情報学部】 教員構成にもとづいた適正な募集が行われ人事手続きが実施されている。また、昇格についても東京情報大学資格審査基準に準拠し適正に判定が行われている。</p> <p>【看護学部】 ・必要に応じて教員の採用計画を立てている。(定年退職後の教授の補充については、教員公募による補充・内部昇格により計画的に退職の補充を行う。) ・理念・目的に準拠した教員編成の適切性について学部運営委員会、教授会において定期的に検証を行う。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 策定した学校法人東京農業大学の2019年度～2022年度中期事業計画N2022の事業計画に従って、教員組織の構成を検討し、教員の採用、昇格を実施する。</p>	<p>東京情報大学基本方針 学校法人東京農業大学職員就業規則 東京情報大学組織及び職制 東京情報大学資格審査基準 東京情報大学教務職員の昇格に関する申し合わせ 総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>
	<p>④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>	<p>【総合情報学部】 前後期の学期末に授業評価アンケートを実施している。 後期に一定の期間を設けピアレビューを行っている。 前後期に一定の期間を設け非常勤講師との意見交換会を行っている。</p> <p>【看護学部】 ・前後期の学期末に授業評価アンケートを実施している。 ・後期に一定の期間を設けピアレビューを行っている。 ・パフォーマンス評価としてのルーブリックの学習会を企画した。 ・実習指導者連絡会において教務職員と臨床指導者の合同FD開催した。テーマは、「学生の主体性を育む看護基礎教育」である。</p>	<p>【総合情報学部】 授業評価アンケートおよび、ピアレビューについては、担当者については、それぞれの意見に必要なに応じて改善を行っている。しかし、大学全体として問題の共有などは不十分であり、今後の課題である。一方、非常勤講師との意見交換において指摘を受けた問題に可能な限り対応している。また、緊急を要する事案には、個別に対応している点は、評価できる。</p> <p>【看護学部】 ・授業評価アンケートおよび、ピアレビューについては、担当者が、それぞれの意見に必要なに応じて改善を行っている。しかし、授業評価アンケートもピアレビューも大学全体として問題の共有などは行われておらず、今後の課題となっている。 ・パフォーマンス評価としてのルーブリックの学習会を実施した。 ・FD関係プログラムについて、これまでの内容と成果を検証する。</p>	<p>【総合情報学部】 必要に応じて教員の採用計画を立てている。(定年退職後の教授の補充については、教員公募による補充・内部昇格により計画的に退職の補充を行う。) ・理念・目的に準拠した教員編成の適切性について学部運営委員会、教授会において定期的に検証を行う。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 策定した学校法人東京農業大学の2019年度～2022年度中期事業計画N2022の事業計画に従って、教員組織の構成を検討し、教員の採用、昇格を実施する。</p>	<p>東京情報大学基本方針 総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>



大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等
		⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>【大学院総合情報学研究科】 FD活動として「教育評価アンケート」を実施しているが、その評価結果が教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に結び付ける仕掛けが不明確である。</p>	<p>【大学院総合情報学研究科】 FD委員会において、大学院における教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた方策を検討する。</p>	<p>東京情報大学基本方針 総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>
7. 学生支援	<p>大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。</p>	<p>① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。</p> <p>② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</p> <p>○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p> <p>【教務委員会】 学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、教員研究室でのコミュニケーションアワーを利用して、学生と教員によるマンツーマンで個別指導を行なっている。 本学では正課外教育として、キャリア課において、8つのスコラ(コンピュータ、マルチメディア、日本語・コミュニケーション、セキュリティ、会計学、英語、公認スポーツ指導者資格、数学)を設けている。内容は3、4年次にキャリア活動を行うにあたって重要となる資格試験の指導と基礎教育であるが、大学の授業で学習した内容に関連する各種資格試験の勉強をすることで、大学の学習がさらに深化するという正課外の取り組みである。</p> <p>成績不振者(退学者)対策としては大きく分けて2つ、学期中における継続的な対策と、学期開始・終了時における対策を行っている。 学期中における継続的な対策として、出席状況の把握、出席不良者のリストアップと情報共有、担任教員による出席不良者面談での指導と結果報告、を行っている。これには授業支援システムであるC-Learningを活用し、授業ごとに毎回学生の出席を蓄積・出席状況の集計を行っており、この情報から2週間ごとに出席不良学生のリストを作成、教員全体へ情報を共有している。各担任教員はこのリストをもとに出席不良学生に対し、適宜面談や電話連絡、場合によっては保護者も含めた上で修学および生活指導を行い、その経緯や原因・具体的な指導・所見等を記録としてまとめ結果報告を行っている。 学期開始・終了時における対策として、ガイダンス時における成績確認・履修指導、保護者教職員懇談会における面談、年度末における成績不振者面談を行っている。具体的には、各学期の開始時にはクラス・ゼミ担任による成績配付と確認を学生個別に実施し、これまでの修学の振り返りとともに履修指導も含めた大学生活全般の現状と今後の指導を行っている。また、後期開始時には保護者と担任教員との面談を、希望者および昨年度成績不振者・前期出席不良者を中心にっており、年度末においても原級者・留年者および修得単位過少者を対象に保護者面談・三者面談を実施し、現状の把握と来期以降について関係者一丸となり検討を行い、今後の対応および対策を図っている。</p> <p>留学生の修学支援として、教育課程に留学生専用に、日本語を始め、日本人の行動・習慣などを学び、日本での生活に適應させることを目的とした授業科目を設置している。また、留学生担当教員を配置し、この授業科目の履修方法について、入学前の3月と入学式当日に実施する留学生を対象としたオリエンテーションの中で説明している。 障がいのある学生の修学支援として、どのような障がいにも対応できるよう支援体制が整備されていないことから、入学前に本学が対応できる支援体制について個別に説明し、納得していただいた上で受験してもらうようにしている。また、東京情報大学障がい学生修学支援規程に基づき、学生から支援を求められた場合、障がい学生修学支援委員会の下に個別支援チームを設置し、チームとして円滑に支援ができるようにしている。</p> <p>【学生部委員会】 学友会関連規程及び内規を整備し、組織体制及び教員の指導体制の在り方について見直しを図った。 学友会及び課外活動団体を対象として、コンプライアンス問題(主に著作権問題)について、研修会を行った。 留学生との交流を深める会が解散する一方で、学友会と留学生交流会のコラボによるクリスマス会、スポーツ大会などの交流行事を行い、留学生の学内滞留とコミュニケーション機会の向上を促す取り組みを講じた。 性別違和(性同一性障害)のある学生に対して、本人の意向を尊重し、個別に配慮を行った。(通称名の使用、多目的トイレの利用など) 障害者手帳等の公的証明を有する者は、5名在籍している。</p>	<p>大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針については、東京情報大学基本方針を策定し、周知している。しかし、教職員が常にPDCAサイクルを意識した大学運営、改革に従事しているとはまだ言えない。自己点検・評価委員会などを通じて、自己点検評価活動の進捗状況を管理、調整の継続が必要である。</p> <p>【教務委員会】 現在、授業評価アンケートで課外学習時間の把握を行なっている。</p> <p>上記により、修学に関する学習支援が適切に行われている。現在、成績不振者の抽出は、1年通して行なっているが改善の余地があると認められる。</p> <p>留学生用に開設している授業科目の選択科目の履修者数が少ないので、履修者を増やす工夫が必要である。 また、授業の受講に支障がある障がい者については、要求があった場合に対応してきたが、現時点ではそのような学生が在籍していないため、障がい者に対する修学上の措置は行っていない。</p> <p>【学生部委員会】 見直した体制が東京農業大学の模倣となり、規模等の観点で本学における実効性については懸念が残ることから、今後はさらなる検証が必要である。 翔風祭実行委員のソフト不正利用の再発防止のために講習会を開いたが、後輩への引継ぎが不十分である点が確認された。 連絡が取れなくなる留学生も依然少なくない。 特段の要望ないことから、適切な対応が取られていると判断できる。 当初5名からは、修学上の特別な対応について相談はなかった。経常費補助金において該当5名について、障害者数を報告した。</p>	<p>東京情報大学基本方針を大学ホームページに掲載しているが、すでに発足している内部質保証委員会や自己点検・評価委員会の中で、大学の評価・点検項目を包括的に評価すべく、各委員の意識向上を図り教職員は全体への意識づけを継続していく。</p> <p>【教務委員会】 今後も課外学習時間の把握に努めて、課外学習時間を伸ばす努力を促していきたい。</p> <p>成績不振者の抽出を半期単位で行うことで、前期十分な単位を取得しているが、後期単位が取れていない学生も成績不振者に入れるように工夫していきたい。</p> <p>障がい者を受け入れるにあたり、環境面も含めて整備計画を立てて進めていく。</p> <p>研修会を行う上で、例えば外部講師を招き最新情報も盛り込むなどの工夫を図ってきたい。 留学生に関する管理強化策としては、留学生の出席度合いなどでメリハリを付けながら改善を図ってきたい。 要望があれば改善したい。 医務室と相談の上、引き続き、障害者の実態把握に努めたい。</p>	<p>東京情報大学基本方針</p> <p>東京情報大学障がい学生修学支援規程 東京情報大学基本方針</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等
			<p>未来を切り拓く奨学金など、規程の趣旨(教育・研究者の育成)に即した十分な効果が期待できないことから、見直しに向けて問題提起があった。</p> <p>学生相談室との定期的な会合を通じて、支援が必要な学生に関する情報収集と共有に努めた。(学生部長、学生教務課長が出席)</p> <p>学外から講師を招き、教職員を対象に、ハラスメント全般の研修会(費用は千葉県が負担)を実施した。</p> <p>盗難や学生によると想定される悪戯などが発生しており、原因を検証している。</p> <p>運動部の練習環境整備のため、3号館(体育館2階)のトレーニングルームの機器更新を行った。</p> <p>学生の要望に応え、3号館にコミュニケーションスペースの整備を行った。</p> <p>【就職委員会】 ○事務局キャリア課におけるキャリア形成支援体制の整備 (1) 法人第3期中期計画、情報大事務組織改革におけるキャリア形成支援体制について キャリア課では、法人第3期中期計画、情報大事務組織改革において、キャリア形成支援体制の整備等について、学生満足度のさらなる向上を図るため、以下の改善計画を検討した。 【改善計画案】 進路支援(学生の進路に関する適切な支援の実施)において、本学におけるキャリア形成科目並びに就職支援体制を検証し、更なる充実を図る。また、令和2年度に予定されている事務組織改革等に合わせ、学生キャリア形成支援体制(事務支援体制:管理・運営等)の整備(再構築)を行う。 ① キャリア形成科目における支援体制の見直し(業務委託等の見直し) ② 就職支援行事(キャリアカウンセラー、専門コーディネーター(新規)等の配置を含む)における支援体制の見直し (2) キャリア支援体制の整備計画 上記(1)の法人第3期中期計画、情報大事務組織改革における改善計画については、以下のとおり実施することとした。なお、本整備計画は、令和2年度に予定されている事務組織改革に合わせて令和2年度から実施することとした。 ① キャリア形成支援体制の整備 現在行われている、学生のキャリア形成支援(主に総合的キャリア教育)は、「授業科目(キャリア形成科目)」、「就職支援行事」等において体系的にプログラム化されている。また、キャリア課の窓口対応業務においても、最終的な就職に繋がるキャリア形成支援(マナー、模擬面接、業界セミナー等)を実施している。 キャリア課は、従来業務の「就職開拓斡旋業務(無料職業紹介業務)」と上述の「キャリア形成支援業務」が主な主幹業務となっているが、特に昨今のキャリア課における就職支援においては、キャリア形成支援業務が業務の質・量ともに拡大しており、現状の支援の継続・充実において改善を要する事項となっている。ついでに、以下の事項について検討・実施し、業務改善を図るものとする。 ア) キャリア形成科目における支援体制の見直し(業務委託等の見直し) 現状のキャリア形成科目においても、業務委託により一部の授業を行っているが、実際の授業運営のみならず、本学のキャリア形成支援体制全体の企画立案、授業運営(事務的運営を含む)を専門業者に業務委託することにより、本学学生のキャリア形成支援における成長の度合い・特性等を把握し、更なる支援体制の充実、学生満足度の向上を図るものとする。 イ) 就職支援行事(キャリアカウンセラー、専門コーディネーター(新規)等の配置を含む)における支援体制の見直し 就職支援行事については、キャリア形成支援の一環として体系的に位置づけられているが、従来から配置しているキャリアカウンセラーと新たに専門コーディネーターを配置し、就職支援行事の充実を図る。また、キャリア形成科目の運営、キャリア課窓口でのキャリア形成支援及びキャリア課の庶務的業務の一部も業務委託(専門コーディネーターの配置等)を行うことにより、キャリア課業務全体の充実を図ることを目的とする。</p>	<p>研究職に就くという当初の目標を完遂できず、中途退学、博士後期課程への進学を断念する者が多く、制度が実質的に破たんしている。</p> <p>相談内容に一部センシティブな事案もあり、情報共有の限界が示された。</p> <p>講演内容が、ハラスメント全般(概論)に留まっており、ハラスメント各論の説明が不十分であった。</p> <p>学生の盗難被害(現金、自転車等)も発生しており、巡回を強化し、案件に応じては警察にも相談している。</p> <p>依然、学生からは機器以外の改善要望を受けている。</p> <p>今後、同スペースの利用状況について検証の必要性がある。</p> <p>○事務局キャリア課におけるキャリア形成支援体制の整備 法人第3期中期計画、情報大事務組織改革において実施した。キャリア課の人員配置等については、法人第3期中期計画、情報大事務組織改革において、情報大事務局全体の構成等の中で調整され決定した。</p>	<p>未来を切り拓く奨学金を抜本的に見直すとともに、そもそも同奨学金の目的と内容が適切であったのかも検証する必要がある。</p> <p>(参考)未来を切り拓く奨学金受給者の推移(平成26年度に制度がスタート) 平成26年度 3名 平成27年度 5名 平成28年度 5名 平成29年度 3名 平成30年度 4名 平成31年度 2名</p> <p>センシティブ情報の定義を決めた上で、情報共有の範囲と体制を検討する。</p> <p>教職員向けの研修会においては、最新のハラスメント事情を知るため、内容設定について改善する必要がある。</p> <p>盗難や学生によると想定される悪戯などが頻発していることから、学内への防犯カメラの設置を検討したい。</p> <p>要望の声が寄せられているトレーニングルームについては、エアコンの導入、網戸の修理などを検討する。</p> <p>学生による利用状況と学生からのニーズを多面的に把握することに努め、サービスの向上に努める。</p> <p>○事務局キャリア課におけるキャリア形成支援体制の整備 法人第3期中期計画、情報大事務組織改革において実施したもので、キャリア課支援体制(人事配置等を含む)の就職委員会への報告等については、令和元年度に行う。 また、新たな支援体制における具体的な「キャリア形成科目」と「就職支援」の整備については、令和元年度から、就職委員会において計画を策定し、教務委員会等関連委員会との調整後、令和3年度(予定)のカリキュラム改正に向け、準備を進める必要がある。</p>	

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等	
		<p>③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 (1) 総合情報学部におけるキャリア形成支援 平成29年度の総合情報学部改組・カリキュラム改正等に伴い、新たな「総合的キャリア教育(以下「Jナビ」という。)」がスタートした。Jナビは、教育目標・育成する人材像、新カリキュラムの進捗に適合したものとしてスタートしているが、学部・教学系との連携等、その実施状況の検証と課題等について検討をおこなった。個別の活動項目の内容については以下の通りである。 ① 進路を自覚するPDCAサイクル(学生個々が、それぞれの目標と目的をもちさらには、理由付けを行い行動できる学生を育成するため)を構築するために、1年生に関しては、フレッシュマンキャンプ、「知識創造の方法」内で自己の能力を高めるための学びと動機付けを実施し、2・3年生に対しては前期のキャリア関連科目内で社会を知り、社会と自分をつなげるために何が必要かe-ポートフォリオによる課題を課した。また、進路発表会(任意)を基礎演習IV内で実施した。 ② 正課内でのキャリア教育効果をさらに向上させるために、平成30年度正課内キャリア形成科目については、計画通りに実施した。 ③ 正課外での就職支援活動をさらに拡充するために、就職委員会が実施する「就職支援活動」として「社会人基礎力養成プログラム」を実施した。また、短期インターンシップ、企業説明会等の開催情報収集、学生周知を実施した。 ④ 資格取得支援対策をさらに向上させるために、資格取得支援対策(スコアおよびキャリア課主催の対策講座)を例年通り実施した。 ⑤ 就職率向上に係る企業開拓等総合的対策を進めるために、就職支援・就職率向上のため、企業開拓、就職関連団体等の関係強化等を本年度も実施した。また、教員のマネージメントによる学内企業説明会も実施した。</p> <p>(2) 看護学部におけるキャリア支援 以下の事業を看護学部主導で実施した。 ① キャリアデザインカードを作成し、学生へ配付・回収を行った。 ② 正課内のキャリア教育(象徴科目)として、「キャリアデザインとケアⅠ(1年次)」 「キャリアデザインとケアⅡ(2年次)」を実施した。 ③ 正課外の就職支援として、1・2年次生に対し、病院等施設説明会を実施した。 ④ 看護師・保健師国家試験対策として、受験指導(補習講義)、国家試験模擬試験等を実施した。 ⑤ 病院関係者を招待し、病院等施設説明会を実施した。</p> <p>【教職課程】 ・教職課程担当教員及び学生教務課職員によるガイダンスを適切に行っている。 ・個人面談は、6～7月に全学年の教職課程学生を対象として個別に行い、履修計画、現在の取り組みや課題、今後の進路、キャリアプランなどの話題を中心に面談を行っている。 ・地域行事への参加促進は、今後の教育機関をとりまく背景として挙げられる、子供に慕われ、保護者に敬われ、地域に信頼される存在としての教員のありかたを、教職課程学生たちに実感させる目的のもと、近隣小学校の子供会神輿、および近隣高校の農業フェスタにボランティアとして参加している。 ・昨年度は、数学免許取得希望学生で自主ゼミを組織し、実用数学検定合格を目指して自主的に取り組んでいたが、今年度からは、数学スコアとして設置され、組織的に運営を行うことができています。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 ・学生の修学に関する適切な支援の実施 奨学金その他の経済的支援の整備 ・未来を切り拓く奨学金:博士後期課程の修了と教員あるいは研究者を目指す学生には、4年次に授業料の半額、博士前期後期を通じ授業料の全額免除する制度を用意。 ・一種及び二種奨学金制度:一種は情報大から進学する学生について入学金を免除する制度、二種はGPA3.2以上の学生を対象に、授業料の半額を減免する奨学金制度を用意。 退学希望者の状況把握と対応 ・退学希望者については、「学生との面談結果記録」を作成し、退学の背景について把握している。 ・学生の進路に関する適切な支援の実施 キャリア課において、個々の学生からキャリアカードの作成と提出を求め、就職希望の方向性、適正などを把握している。</p>	<p>○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 「活動(事業)項目」の事業については、概ね計画どおり実施した。 また、本学のキャリア形成支援・就職支援は、本学のディプロマ・ポリシーに基づき行われているが、平成30年度の本学の就職率は好調な結果となっている。国の政策(IT戦略等)や堅調に推移する日本経済の好況による背景はあるが、本学が実施しているキャリア形成支援、就職支援が一定の成果をあげていると思われる。 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施に関する個別の活動項目の評価については以下の通りである。 ① 進路を自覚するPDCAサイクルを構築すること。 適切に実施している。 ② 正課内でのキャリア教育効果をさらに向上させること。 適切に実施している。 ③ 正課外での就職支援活動をさらに拡充すること。 「社会人基礎力養成プログラム」等、インターンシップの支援活動への参加者が想定より少なかったが(H29年度は12名)、各学生のインターンシップへの振り返りワークショップや成果報告等から充実したインターンシップであったことが確認できた。(総合情報学部) ④ 資格取得支援対策をさらに向上させること。 資格受験率、資格取得率について、向上したスコアもあるが全体としては低迷している。(総合情報学部) ⑤ 就職率向上に係る企業開拓等総合的対策を進めること。 個別説明会などの実施において一部教員への負荷集中がある。(総合情報学部)</p> <p>【教職課程】 ・全学生の個人面談を行った結果、キャリアプランや自己の教職の適性について改めて省察する過程を通して、自分の課題に気づく学生や、自己の適性に鑑みて教職課程での学修を取りやめる学生がおり、学習意欲の向上と学習課題・目標、自己のキャリア発達形成を確認するための機会となっている。 ・地域行事では、本学教職学生はたいへん頼りにされており、お互いに成果に貢献しあう良い関係を継続することができた。 ・実用数学検定合格を目指す学生のために、数学スコアが開設され、学生が積極的に参加していることは評価できる。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 学生の修学に関する適切な支援の実施に関しては、奨学金の強化を進めているが、入学者数が伸び悩み、奨学金支援の効果が十分に表れていない。学生の進路に関する適切な支援の実施に関しては、キャリア課による情報提供や指導教員による支援を実施している。</p>	<p>○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 「活動(事業)項目」の事業については、概ね計画どおり実施したが、それらの検証・改善策等の策定等については、今後の課題となっている。 また、上記事業を行ううえでは、キャリア支援全体(目標5項)を更に体系的にとらえ充実を図るとともに、運営体制の見直し、今後予定されている事務組織の改革等にあわせて事務局の人的支援体制の見直しを行う必要があると考えている。(別途記載) なお、上記「活動内容・報告(D)」に記載されている事業における課題は、以下の通りである。 【進路選択に関わる支援やガイダンスの実施】 (1) 総合情報学部におけるキャリア教育 本件については、当初の計画していた教学系(教務課)との連携において、学生の成長の度合い(達成度)を測るアセスメントの実施等について連携が図れていない等の課題があり、調整を行う必要がある。 (2) 看護学部のキャリア支援 本件については、プログラム全体の把握や委員会との連携において課題があり、今後予定されているキャリア支援事業並びに就職支援体制の整備について調整を行う必要がある。</p> <p>【教職課程】 ・学生支援の体制を定着させつつ、学生主体のピア・ラーニングと学習へのモチベーション維持に向けた支援体制のさらなる発展が求められる。</p> <p>【大学院総合情報学研究科】 学生の修学に関する適切な支援に関して、奨学金制度について、引き続き検討を進める。学生の進路に関する適切な支援の実施に関しては、キャリア課と協力して、学生の就職支援を進める。</p>	<p>東京情報大学基本方針 学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程 東京農業大学、東京情報大学、東京農業大学短期大学部ハラスメント相談内規 東京情報大学障がい学生修学支援規程 東京情報大学障がい学生修学支援委員会規程</p>
8. 教育研究等環境	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。	① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	<p>東京情報大学基本方針の中に「教育研究等環境」及び教育研究環境の整備、研究支援ごとの方針を定めている。定めた方針については、学内の会議での周知と共に、資料として教職員に配布した。 ○教育研究等環境の方針 本学の理念及び目的に基づき、実践した教育・研究活動の成果を広く社会に還元するために、社会連携及び社会貢献を推進する。 (1) 教育研究環境の整備 ・学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、教育研究に必要な環境を整備する。 ・「学校法人東京農業大学各部門施設に係る中長期保全計画」に基づき、施設を修繕する。 (2) 研究支援 ・適切に研究費を配分する。 ・外部資金獲得を推進する。 ・適切に研究活動が行えるよう規程等を整備し、管理・運営を行う。</p>	<p>東京情報大学基本方針については、各種会議等を通じて周知されている。しかし、教職員各位が常にこの方針を意識して大学運営に関わりをもっているとは言えない。</p>	<p>東京情報大学基本方針を大学ホームページに掲載しているが、第三期中期事業計画(N2022)を策定していく中で、教職員に対して基本方針の意識づけを行っている。</p> <p>東京情報大学基本方針 東京情報大学内部質保証に関する要綱</p>	

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等
	<p>② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p>	<p>○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p>	<p>【学生部委員会】 ・6号館(学生会館)エントランスにソファ等を設置した。 ・硬式野球部の第1グラウンド(野球場)の不陸整地により、地表の起伏を平準化した。</p> <p>【情報サービスセンター運営委員会】 ① 情報教育システムの最終仕様書の作成およびシステム導入業者の選定令和元年度の情報教育システムの更新に向けて、次期情報教育システム検討プロジェクト専門委員会の活動を行った。本委員会を計4回開催し、平成29年度に定めた情報教育システム要求仕様書を、より本学の今後の利用環境に合うよう調整を行い、最終仕様書を定めた(平成31年2月)。 法人における指名業者選定委員会において、システムの導入業者を選定した。(平成30年12月) ② 203実習室の床面改修工事 学生教務課で実施した学生アンケートの要望に対応して、昨年度からの継続事業として203実習室のタイルカーペットを改修した。(平成30年12月)。</p> <p>①201,301,302,303,401,402,404,421,422,802教室のOHCの更新作業を行った。(平成30年9月) ②120教室の視聴覚機器の更新(デジタル化)を行った(平成30年9月)。 ③571教室、572教室においてプロジェクターの更新を行った。(平成31年3月)。 ④101教室の教卓およびスクリーンを改修した。(平成31年3月)。 ⑤教育ITソリューションフェアへ職員が参加した。(平成30年6月)。</p> <p>【教務委員会】 教育研究環境は、設置者学校法人東京農業大学の承認を得て継続的な施設整備を行っている。 情報通信環境やICT機器・備品に関しては 学部連携のもと情報サービスセンター運営委員会が中心となり随時検討・更新を行っている。1号館の1階から4階までの各講義教室にはノート PC を使った受講が可能なように有線・無線LANによる接続が可能な電源・情報コンセントを設置。講義教室では教卓PCからプロジェクター経由でスクリーンに高画質でスライド教材等の提示ができるよう整備。大中教室にはマイク、スピーカーを配備。また、全教室から無線 LAN 接続も可能で通信品質も逐次改善を行なっている。さらに平成 31 年度に情報教育システムの更新を予定しており、両学部の教育研究活動を支える環境、具体的にはタブレット端末を活用した授業等の利用において支障がない無線 LAN 環境の安定・強化の準備に着手している。 空調、照明、清掃については管理部門によるメンテナンスで常時利用者の快適性が保持されている。 バリアフリーについては全教室車椅子での入退室ができるよう段差は解消されているが、入口ドアが開閉しにくい開き戸の箇所が多く、小教室は通路が狭く、車椅子で中に入れない状況は解消されていない。また、机と椅子が固定されている教室には、車椅子のまま利用できるテーブルを設置している。</p> <p>【看護学部(実習委員会)】 看護学部の教育理念、教育基本方針に基づく教育を展開するため、構内に9号館として看護実習棟が整備された。看護実習棟は、本学部の教育の特色である、アクティブ・ラーニングの実践や多様な看護現場での実践に向けた設備を揃え、講義・演習での活用が始まった。看護実習棟内のラーニングラウンジは学生の自己学習や交流の場として積極的に利用されている。また、看護学部学生には入学時、デジタル教科書を入れたタブレットを配布しており、学生は自己学習に利用したり、講義や実習で活用したりしている。 また、看護学部新設と同時に設置された遠隔看護実践研究センターでは、次世代の新たな訪問看護ステーションを構築するための基礎研究を進めている。</p> <p>【総務課】 防災については、消防法に基づき、防火・防災管理者のもと、全学的な避難訓練の実施、消火栓の放水演習、消火器の訓練、故障した排煙窓修繕及び避難経路確保のため荷物の移動や落下物防止の措置等の対策を実施した。防災備蓄品については、飲料水、マグネシウム空気電池、発電機、投光器、カセットコンロ、カセットガストープを設置した。 警備については、総務課の管理下において委託業者により、キャンパス全域を有人及び機械により24時間体制で警備し、安全の確保に努めた。</p> <p>空気環境については、委託業者により、「学校保健安全法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、定期的に空気環境を測定し、基準内に収まっていることを確認した。 水道については、「水道法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、水質検査、レジオネラ属菌検査、受水槽・排水槽の清掃等を実施した。 廃棄物については、委託業者により、一般廃棄物、産業廃棄物の処理を適切に実施した。</p>	<p>【学生部委員会】 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。</p> <p>【情報サービスセンター運営委員会】 ① 情報教育システムの最終仕様書の作成およびシステム導入業者の選定 2学部体制への対応と費用効果効果を考慮して、あまり使われない機能は除外し、クラウドサービスの活用とPCの効率的配置による授業に利用できる実習室を増やし、無線LANの強化等、教育・研究に必要な機能に特化した仕様書となった。しかし、現システムは一部の機器を再リースしており、次期システムでは再リース品のさらなるリースは機器の老朽化により不可能と考えられ、再リース品を新規導入分とする費用の増加が予想された。予算増額が許されないため、当初の要求仕様書の精査が必要となり、リース年数を5年間とすることで、仕様書の主要部分を満たしつつ単年度予算額に収まるよう配慮した。また、本学において複数回の導入実績のある2社に「次期情報教育システム要求仕様書」による概算見積もりを依頼し、その結果を反映させた「次期情報教育システム最終仕様書」を作成した。 システムの導入業者については、法人の指名業者選定委員会の審議を経て、富士通株式会社(共同提案:株式会社富士通エフサス)を次期情報教育システム導入業者として決定した。 ② 203実習室の床面改修工事 昨年度、予算の関係で全面貼り直しができなかった203実習室のタイルカーペットの改修を継続して行った。他の実習室の床面もかなり傷んできており、計画手に改修を行う必要がある。</p> <p>①②③④ 教室の視聴覚機器の整備 教室の視聴覚システムは、IT技術の発展と共に目覚ましく進化しており、それに伴い教員からの各種要望が多くなされている。具体的には、レーザープロジェクター、高解像度のOHC、ワイドスクリーン等の導入である。これらを更新計画に従い順次整備した。なお、機器の更新計画については、教員からの要望と機械の寿命とを勘案して8年から10年サイクルとしている。 ⑤ 教育ITソリューションEXPOの見学 展示会等へ参加し、最新の製品情報やトレンド等の情報の収集をおこなった。費用対効果が大きいと思われる製品やサービスについては、関連部署と連携して検討していきたいと考えている。</p> <p>【教務委員会】 平成27年度に行なった情報教育システムの更新と利用者教育の浸透により教員と学生、学生教務課と学生、管理部門と教員間等のコミュニケーション、情報共有の利便性が向上した。講義教室ではプロジェクターの更新が進み、投影される教材資料の見やすさが向上したことにより、利用者の学習効果やストレス軽減に役立っている。 車椅子を利用する障がい者に対するバリアフリー対応は十分でない。</p> <p>【看護学部(実習委員会)】 平成29年度看護学部が開設され、9号館看護実習棟の利用が開始された。看護実習棟の管理については、実習委員会内の実習棟管理小委員会が行っており、平成30年度においては不具合なく使用できている。また、看護学部新設と同時に遠隔看護実践研究センターが設置され、次世代の新たな訪問看護ステーションを構築するための基礎研究が遂行されている。</p> <p>防災については、消防関係法規に基づく点検を実施し、点検結果の対応を即時に実施してきたことにより、安全の確保に努めた。また、防災備品についても、安全面や衛生面などに考慮し、必要備蓄品を用意することができた。警備については、有人及び機械警備を併用し、24時間体制で警備を実施し、学生、教職員が安全で安心して活動できるキャンパス環境の向上に努めた。 警備については、総務課の管理下において委託業者により、キャンパス全域を有人及び機械により24時間体制で警備し、安全の確保に努めた。</p> <p>空気環境、水道および廃棄物については、委託会社の協力の下、日常的な測定や検査を実施し、保全作業を適切に実施したことにより、学生、教職員が安心して生活できるキャンパスの衛生環境を維持することができた。</p>	<p>【学生部委員会】 ・6号館の空調の不具合が頻発していることから、建物全体の空調の入替工事計画を検討していきたい。 ・陸上競技部、サッカー部の練習環境整備のため、第2グラウンドの整備計画を検討していきたい。</p> <p>【情報サービスセンター運営委員会】 ① 情報教育システムの運用 看護学科の設置年次進行が進むにつれて、看護学科学生の実習室での自習利用が増える傾向にあることは、平成30年度(最高学年が2年次)には顕在化しなかったが、今後の課題となるであろう。今後は、総合情報学科学学生の必携ノートPCをより活用することで、PC実習室の空き時間を増やすような取り組みが必要となる。令和元年度9月以降は、稼働した新情報教育システムの状況を見守りつつ、トラブルに早急に対応できる体制を整える必要がある。 ② 実習室の床面改修工事 ・学生満足度向上のためにも実習室のフロアカーペットの改修やイスの更新等を行う必要がある。</p> <p>教室の視聴覚機器の整備 更新した機器の使い勝手や効果、今後必要とされる機器とその仕様などについて、教員からの意見聴取および教育ITソリューションEXPO等の展示会による継続的な情報収集を行っている。</p> <p>【教務委員会】 平成31年度に情報教育システムの更新を予定しており、先進的教育環境の実現へ取り組むべく両学部と情報サービスセンター職員からなる委員会を設置し、新たな問題点、改善希望等を踏まえ、加えて利用頻度や効果の低い教育システムの削減も視野に入れた検討を進めている。</p> <p>【看護学部(実習委員会)】 今後、完成年度に向かって毎年学生が増えていく中で、学生の看護実習棟利用状況や管理状況について、衛生面や安全面も含めて確認していく必要がある。</p> <p>防災については、今後も消防関係法規に基づく点検や避難訓練等を実施すると共に、防災に関する啓蒙活動を強化し、災害時に、学生、教職員が自ら適切な行動が取れるようにする必要がある。 警備については、現状の体制で引き続き警備を行い、安全で安心して教育・研究活動ができる環境の維持に努める。</p> <p>空気、水道および廃棄物については、今年度の状況を継続して実施し、衛生の確保に努める。</p>	<p>東京情報大学基本方針 東京情報大学内部質保証に関する要綱 次期情報教育システム検討プロジェクト専門委員会で作成した要求仕様書 大学設置基準を前提に、本学の建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」、学生指導の理念「自立と協調」を具現化することを指針方針とする ・学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設部) 3つのポリシー 学校法人東京農業大学各部門施設に係る中長期保全計画</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等	
			施設、設備の維持・管理は、総務課の管理下において、資格を有する委託業者により「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関係法規に則り、全館の施設・設備について、監視、点検及び保全作業等を実施した。平成30年度の保全作業の主たる事業としては、学校法人東京農業大学部門中長期保全計画に基づき、1号館及び4号館外壁工事、4号館空調更新工事並びに、創立30周年記念追加事業として、1号館エントランスホールの改修工事、3号館1階学生コミュニケーションスペースの改修工事、学生駐車場の改修工事、駐輪場の改修工事及び構内誘導標識等の整備を実施した。	施設、設備の維持管理は、委託業者による監視、点検及び保全作業等が適切に行われた。また、1号館及び4号館外壁工事、4号館空調更新工事、学生駐車場の改修工事、駐輪場の改修工事及び構内誘導標識等の整備により、学生、教職員が安全で安心して活動できるキャンパス環境を維持することができた。また、大学の顔である1号館エントランスホールを明るく開放感のある空間として改修すると共に、掲示板や本学のアクティビティの発信(展示)機能も充実することで印象面と機能面の向上に資することができた。	学校法人東京農業大学各部門施設に係る中長期保全計画に基づき、毎年の事業計画を立案しているが、毎年の未実施の事業が次年度に繰り越され、事業予算の規模が実効性のないものになっている。今後は、学校法人東京農業大学各部門施設に係る中長期保全計画における事業を見直し、財政面も踏まえ実施可能な事業を検討し、整備計画を遂行する必要がある。	東京情報大学基本方針 東京情報大学内部質保証に関する要綱 情報サービスセンター運営委員会や図書業務定例会等での検討事項 学設置基準に基づく施設設備や資料等の整備	
	③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 ○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	図書館の活性化および情報基盤整備 ① 図書館利用者への情報発信 ・図書館Naviを発行した(年4回)。 ・EBSCOオンライン講習会を実施した(平成30年7月)。 ・千葉市図書館情報ネットワーク協議会加盟館紹介展に参加した(平成30年10月)。 ・東京情報大学研究論集(創立30周年記念特集号)を発行した。 特集:情報システム Vol.22 No.1(平成30年10月31日) 特集:社会情報 Vol.22 No.2(平成31年3月1日) ② 情報検索設備等の整備 ・次期図書館システムの更新を行った。(平成30年9月) ③ 計画的な図書等の購入計画と予算の執行 ・看護学部の完成年度に向けた学年進行中の図書等(設置経費)の整備を行った。 ④ 職員のスキルアップへの対応(SD対応) ・図書館等職員著作権実務講習会等を受講した(平成30年9月)。	① 図書館利用者への情報発信 ここ数年の図書館利用者数は、横ばい状態が続いている。しかし、図書の貸出冊数は対前年比で110%となっており、ここ数年は増加傾向にある。 研究論集については、創立30周年記念の特集号の2年目という点もあり、通常の時期と比較して約4倍(合計27本)もの論文が投稿された。 ② 情報検索設備等の整備 情報検索設備の整備を、計画的に実施した。 ③ 計画的な図書等の購入計画と予算の執行 看護学部の設置経費に係る購入計画は、特別予算として予算計上し、購入冊数、予算執行ともに計画通りに行っている。 ④ 職員のスキルアップへの対応(SD対応) 文化庁が実施する研修会等に職員を派遣し、図書館利用者に対するサービスの質的向上を目指しており、次年度以降も継続して行っていく予定である。	(1) 図書館の活性化 ・図書館の利用者を増やすために、検索システムについてのアンケート実施と使用法解説など、情報発信を積極的に行う。また、最新号を除く雑誌(バックナンバー)の貸出しを検討する。 ・図書館利用者の満足度向上のため、施設の有効活用を行い、ゼミ等で活用してもらえようようなラーニングコマンド等の設置を検討する。 (2) 研究論集の活性化 ・投稿された論文の査読について一定の基準を明示するなど、研究論集の規程、要領等の見直しを行う。 ・投稿数を維持するための施策として、特集号を検討する。 (3) 情報収集 ・情報検索設備の整備に向けて、教育ITソリューションEXPO等の展示会による情報収集を行う。		
	④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制	【総合情報研究所】 ・学内プロジェクト研究(総合情報研究所プロジェクト研究)の募集と研究費の支援 ・外部資金(競争的研究費等)の公募情報の周知による獲得支援 ・科学研究費助成事業採択者を対象とした研究費執行に係る説明会の実施 ・科学研究費助成事業の獲得に向けた勉強会の実施 ・公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス及び研究倫理教育説明会の実施  【大学院総合情報学研究科】 研究活動を促進させるための条件の整備に関して、次の活動を実施している。 ・研究費の支給:消耗品、旅費などの支援として、学生一人に対して13万円を支給している。さらに、学会発表を伴う旅費については教育振興会からの補助も併せて利用している。 ・研究室の整備:年度当初に大学院生の研究室を土地建物利用委員会へ申請し、スペースを確保している。 ・研究時間の確保、研究専念時間の保障:大学院生用の研究室を確保し、研究に専念できる環境を整備している。 ・TA:博士前期、後期の学生について、講義、演習支援のためのTAを実施している。 ・RA:外部からの研究費により、博士後期学生1名をRAとして採用している。	【総合情報研究所】 自治体との連携による研究の促進及び学内プロジェクトを基礎研究と位置付け、外部資金への応募を促すことによる外部資金の獲得への意識の醸成が見られる。 看護学部の設置経費に係る購入計画は、特別予算として予算計上し、購入冊数、予算執行ともに計画通りに行っている。 教育研究活動への支援の実績を積み重ね、支援環境や条件の整備を推進し、教育研究活動の促進を図っている。  【大学院総合情報学研究科】 学会発表に関する支援については、特に問題なく行われている。研究室の整備については、学部学生の増加に伴って、研究スペースが不足していると考えられるので、スペース拡大などの措置が必要と思われる。	【総合情報研究所】 学内プロジェクトによる教育研究活動の支援を精査し、外部資金の獲得に向けた取り組みの推進を行うこと及び自治体との連携活動を支援するための活動根拠を定める細則整備等を進める。  【大学院総合情報学研究科】 外部資金獲得については、社会的意義や有効性が高く、学生が興味を持てる研究テーマに外部資金を取得するなど、教員・学生を含む研究活動の活性化が必要である。	東京情報大学基本方針 東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程	
	⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備	公的研究費等の適正執行に関するコンプライアンス及び研究倫理教育説明会を開催し、不参加者については、フォローアップの説明会を開催し平成29年度は98%の教務職員に対して倫理教育を実施した。	毎年、定期的に研究倫理の適切性について説明会を開催し、研究倫理の遵守に向けた措置を適切に講じている。	引き続き適切に研究倫理に関する説明会や啓蒙活動の実施する。	東京情報大学基本方針 東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学公的研究費の管理・監査に関する規定規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査に関する倫理委員会規程	
	⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	研究倫理に関する教務職員への意識向上を求め、毎年、説明会を開催し、その場で署名された誓約書の提出を求めた。	毎年、定期的に実施されている説明会に於いて、署名をもった誓約書を求め教務職員への意識の向上を求めているなど、定期的に点検を行っている。しかし、その点検、評価結果を用いた改善・向上の取り組みについては改善の余地がある。	評価結果を反映した教育研究環境の適切性を検討できる体制を整備する。	東京情報大学基本方針 東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学公的研究費の管理・監査に関する規定規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査に関する倫理委員会規程	
9. 社会連携・社会貢献	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。	① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。  ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示  ○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	東京情報大学の理念及び目的に基づき、実践した教育・研究活動の成果を社会連携及び社会貢献を通じて、広く社会に還元するために、本学の基本方針の中に「社会連携・社会貢献」を定めている。 平成29年度に「東京情報大学 社会貢献ポリシー」を制定し、大学の社会貢献へのあり方を規定するとともに、大学ホームページに公開している。	東京情報大学基本方針および、東京情報大学社会貢献ポリシーにおいて適切に明示されている。  東京情報大学基本方針、東京情報大学社会貢献ポリシーにもとづき、プロジェクト研究や公開講座、高大連携事業などが実施され、実績報告書をまとめた冊子を公表するなど、適切に取り組みを実施し、教育研究成果を社会に還元している。	東京情報大学基本方針を大学ホームページに掲載しているが、第三期中期事業計画(N2022)を策定していく中で、教職員に対して基本方針の意識づけを行っている。	東京情報大学基本方針 東京情報大学 社会貢献ポリシー
			【総合情報研究所】 地域連携協定を結ぶ各自治体の課題について、事前調整を密接に行うことにより、必要とされる研究課題を明確にする。 特に千葉市においては本学の地元であること、また将来的に包括連携協定の締結を目的としていることもあり、重点的に課題設定をしている。 平成30年度の地域連携数 【継続課題】・プロジェクト香取(2件) ・プロジェクト千葉・四街道(6件) ・プロジェクト佐倉(1件) 【新規課題】・千葉市、四街道市(2件)  エクステンション委員会において、一般市民を対象とした各種講座の立案や講師の選抜、広報活動並びに運営を行っている。 市民公開講座【若葉区:全2回】 公開講座【全2回】 夏休み体験講座「夏休みの自由研究」【全2回】 千葉市生涯学習センター共催公開講座【全3回】 地域連携フォーラム【香取市:全1回】	東京情報大学基本方針、東京情報大学社会貢献ポリシーにもとづき、プロジェクト研究や公開講座、高大連携事業などが実施され、実績報告書をまとめた冊子を公表するなど、適切に取り組みを実施し、教育研究成果を社会に還元している。	自治体における公開講座等において、本学教員に講師を依頼する場合は、本学の支援実績を明確にするために「共催」や「協力」といった形態での実施を自治体側に求める。 自治体との連携による取り組みであることを明確にするため、連携団体との協定に係る覚書等を締結することを求める。	東京情報大学基本方針 東京情報大学 社会貢献ポリシー	



大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
			<p>【高大連携委員会】 以下の3日間の集中講義形式で体験授業を、1日あたり270分(90分×3コマ)実施した。 ◆8月1日(水)「地図を作る」(担当:浅沼先生) 参加者:15名(千城台6名、四街道北7名、佐倉南2名) ◆8月2日(木)「スタジオ番組制作体験」(担当:藤田先生) 参加者:13名(千城台3名、四街道北8名、佐倉南2名) ◆8月3日(金)「Scratchによるゲームプログラム体験」(担当:朴先生、河野先生、村上先生) 参加者:14名(千城台5名、四街道北8名、佐倉南1名) 授業の終了後は、参加した生徒へ「修了証」を手渡すとともに、担当教員から講評を述べてそれぞれのプログラムを終えた。</p> <p>また下記高大連携高校からの依頼により、以下の出張講義・体験授業を行った。 ◆5月28日(月)「ゲームプログラミング入門」(担当:大城先生)船橋豊富高校 参加者:40名 ◆6月7日(木)「ゲームプログラミング入門」(担当:大城先生)船橋豊富高校 参加者:40名 ◆8月31日(金)「ピア・サポートについて」(担当:田邊先生)我孫子高校(さわやからば県民プラザ) 参加者:20名</p> <p>【高大連携委員会(ソフトウェアコンテスト)】 今年度からは高校生がより参加しやすいと思われる、年度前半に募集(10月10日締切)、12月上旬に審査し、12月13日に審査結果を発表した。</p> <p>【高大連携委員会(千工研)】 6月15日に千葉工業大学にて開催された、第4回高大連携高校生・大学生交流会2018へ、職員1名および本学学生(工業高校出身者3名)が参加した。 6月25日に千葉工業大学にて開催された、千葉県工業系高大連携推進委員会会議へ教員1名および職員1名が参加した。 1月25日に千葉工業大学にて開催された、千葉県工業系高大連携推進委員会会議へ職員1名が参加した。</p> <p>【高大連携委員会(高校生科目等履修生)】 平成30年度から、高等学校と大学との接続を柔軟に捉え、生徒の能力・意欲に応じた教育を実現し、生徒一人ひとりの能力を伸ばすことに還元すること、また、本学の特長である「情報学」「看護学」の基礎となる授業を受講させ、高校生の視野を広げ、進路を考える機会を提供することを目的に、高校生が本学の授業科目を履修できる制度を定め、受け入れを開始した。 平成30年度は、前期2科目、後期3科目を開講し、近隣の46校に募集要項を発送し、募集を行い、2校から7名の履修者があった。履修者数は以下のとおり。 前期:環境学 6名(内不合格1名)、市民活動論 1名 後期:生命と情報 4名</p> <p>【教職課程(免許状更新講習)】 必修科目1講座(6時間、定員80名)、選択必修科目2講座(各6時間、定員各50名)を開講し、それぞれの受講者は83名、49名、48名であった。また、選択科目7講座(各6時間、定員20~50名)を開講し、それぞれの受講者は19名から51名であった。今年度も、ほとんどの講座に対して、当初定員を満了す受講予約者が集まった。受講者全員が履修認定を受けた。必修、選択必修、選択科目いずれも、本学教員および本学非常勤講師が担当する講座であった。</p>	<p>【教職課程(免許状更新講習)】 開催校として、いずれの科目も、履修者の評価(4段階)において、半数以上が最高段階評価(評価4)を得るなど、教育研究成果を教育現場に適切に還元している。</p>	<p>【高大連携委員会】 ・受講生徒による簡単な授業評価アンケートを実施することで、今後の実施内容について改善を図る。 ・看護学科への高大連携の枠組みでの出張講義等の依頼は全くなかったため、連携高校等からのニーズ等を分析し、魅力ある授業を提供できる準備が必要である。</p> <p>【高大連携委員会(ソフトウェアコンテスト)】 応募時期を早めたことでの周知不足が、応募数の低下に繋がったのであれば、次年度は今年度と同じ時期に募集することで、応募側も備えることができる。よって、Webでの周知を早めたうえで、今年度と同じ時期に実施する必要がある。 一方で、昨年度までも応募数の減少傾向が見られていたため、本コンテストの高校生への訴求力が落ちてきていることも考えられるので、次年度はその効果も検討しつつ今後の実施方針を再検討する必要がある。</p> <p>パネルを用いた説明だけでは、情報系の学びを体感することは困難であるので、PCや映像機器を持ち込んで、実際のシステムや作品などを見て体験できるような説明となると、さらに効果が高まると考えられる。</p> <p>【高大連携委員会(高校生科目等履修生)】 高校生が興味を持ちそうな演習系の科目を4、5限目に配当可能か検討する。</p> <p>【教職課程(免許状更新講習)】 受講生に対するアンケートを実施することで、定量的な満足度、授業への改善点、希望する講座内容などの意見を広く収集することで、次年度のさらなる改善を目指す。</p>	<p>東京情報大学基本方針 東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学共同研究取扱規程 東京情報大学 社会貢献ポリシー</p> <p>東京情報大学基本方針 東京情報大学内部質保証に関する要綱</p> <p>N2018の事業項目:No.10-(1) 改正学校教育法に伴う学長リーダーシップ確立・検証 学校教育法第92条、第93条 東京情報大学基本方針</p>
10. 大学運営・財務 (1)大学運営	<p>③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>「東京情報大学 社会貢献ポリシー」にもとづき、担当者において確認は行っているが、定期的な点検評価は行っていない。</p>	<p>社会連携・社会貢献活動は、積極的に行われているが、その適切性について定期的に点検・評価は、不十分であり、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みも課題となっている。</p>	<p>個々の活動を定期的に点検・評価し改善する体制を整備する。</p>	
	<p>① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。</p> <p>② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知</p> <p>○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施</p>	<p>東京情報大学の理念及び目的に基づき、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するための管理・運営体制を整備することについて、東京情報大学基本方針の中に「大学運営・財務」方針を定め明示している。</p> <p>『東京情報大学学則』、『東京情報大学院学則』、『東京情報大学教授会規程』、『東京情報大学大学院総合情報学研究科委員会規程』において学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、組織および職制については『東京情報大学組織及び職制』に明示している。学長及び補職者の選出と役割については、学長は、『学校法人東京農業大学職員就業規則』第8条に基づき、選挙により選任し理事長が決定している。補職者については、『学校法人東京農業大学人事委員会規程』第3条第3号に規定する別表に基づき選出し、学校法人東京農業大学人事委員会で審議し決定している。また、補職者の役割については、『東京情報大学組織及び職制』第8条から15条の2に規定している。教学組織と法人組織については、『学校法人東京農業大学寄付行為』、『学校法人東京農業大学寄付行為施行規則』において、その役割等が明文化されている。</p>	<p>東京情報大学基本方針については、各種会議等を通じて周知し、現在進行している計画も含め適切に進められている。</p> <p>大学運営のための組織(委員会)を、法人及び大学の規則・規程に基づき、適切に設置し運営しているが、大学(教学組織)における委員会数が多く、役職者が充て職として委員となる委員会が多いため、役職者の負担が増している。</p>	<p>東京情報大学基本方針を大学ホームページに掲載しているが、第三期中期事業計画(N2022)を策定していく中で、教職員に対して基本方針の意識づけを行っている。</p> <p>大学運営のための組織については規程や規則を制定し、適切に運用されており、あわせて適切に開示されている。</p>	

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等
			『学校法人東京農業大学危機管理規程』第5条第1項及び第2項、並びに『学校法人東京農業大学部門危機管理委員会規程』に基づき、本学に部門危機管理委員会を設置し運営している。 部門長(学長)は、平常時から、危機管理のため必要な措置を講じている。 平成29年度は、看護学部で実施した「カナダ短期留学プログラム」では、部門危機管理委員会を開催して危機管理体制や緊急時連絡網等の対策を決定し、プログラム参加学生及び関係する教職員へ説明、周知を行ったうえで、プログラムを実施した。	危機管理のための組織を、法人の規則・規程に基づき、適切に設置し適切に運営している。	引き続き適切に活動実施できる体制を維持する。	学校法人東京農業大学危機管理規程 学校法人東京農業大学部門危機管理委員会規程
	③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	平成30年度の予算編成については、学校法人の基本方針「経営・財政の安定なくして教育研究の充実・発展なし」を基に、第2期中期事業計画ならびに部門事業計画に基づき、本学の予算編成基本方針を策定した。 安定的な学生確保による財政健全化を目指す予算請求とし、東京情報大学収支シミュレーションにおける平成29年度の事業活動収支差額比率を△6.5%、収支改善を目指して学部改組および新学部の完成年度となる平成32年度の目標を9.4%とした。 収入積算に係る平成30年度入学予定者数については、総合情報学部は、入学定員の1.1倍の440人、看護学部は、入学定員の1.06倍の106人で積算した(実績は総合情報学部1.17倍の469人、看護学部0.86倍の84人、合計553人)。事務局各所管予算は、原則として平成29年度予算請求額同額以下とした。 東京情報大学の課題解決に係る事業経費として次の3項目を予算化した。 (1)東京情報大学中期事業計画に係る総合情報学部改組及び看護学部新設の目標を達成するための事業費 (2)東京情報大学中長期保全計画に基づく設備更新・修繕事業費 (3)大学認証評価の指摘事項への対応事項等 大学院・学部の教育・研究の強化を図る経費として次の項目を予算化した。 (1)機器更新等費を活用して各学系等の充実を図る。  日常的な予算管理・執行については、平成29年度に法人と一元化された学校法人会計システムを使用し、法人と連携し管理している。 予算管理・執行の具体的な処理は、学校法人東京農業大学経理規程に基づき実施している。伝票の起票は発生所管で行い、それを管理所管で受付・確認している。また、固定資産の取得や一定額以上の案件については、学校法人東京農業大学調達規程に基づき、決裁区分ごとに予算執行の承認を得ることとなっている。外部資金については、外部資金担当所管において残高管理もあわせて行い、適正な予算管理を行っている。 予算執行において、予算超過となる執行は原則認めないが、退職金の支払い、収入と支出に相関関係のある寄付金、受託研究費等で収入の増加に伴い支出する場合は、経理規程に基づき予算責任者を経て理事長決裁のうえ支出できることとしている。予備費の使用は、学校法人東京農業大学寄附行為施行規則に基づき、理事長決裁のうえ支出できることとしている。 經常予算については決算時に所管ごと事業内容別予算ごとの執行状況を精査し、予算の適切性を検証している。施設設備等の整備及び臨時・特別予算については、予算編成時において費用対効果等を中心に検討を重ね、決算報告書作成時等に検証を行っている。 本学の決算に係る監査は、監事監査、監査法人による公認会計士監査および内部監査室による業務監査があり、内部監査による監査は、学校法人東京農業大学内部監査室規程に基づき実施している。	予算編成においては、基本方針に基づき予算案を作成・申請した。平成30年度末の翌年度繰越支払資金は前年度決算より177,954,086円増加し2,323,779,124円となり、平成30年度決算の事業活動収支差額比率は0.1%であった。 資金確保の観点から減価償却引当特定資産繰入を看護学部の完成年度まで凍結する事としたが、平成30年度の減価償却引当特定資産と機器更新等引当特定資産の期末残高計は、法人の予算基本方針にある減価償却累計額の50%以上を確保している。 予算執行においては、伝票起票の多重チェックにより人為的ミス防止および透明性の確保につながったが、その分処理に係る時間が必要となっているため、運用面での検討が必要である。 予算編成及び決算処理については、作成方法や作成手順を見直し業務量の削減につながった。 予算執行率について、予算と決算の差異が生じている項目があり、各所管の事業内容に係る予算申請が適正であったか翌年度の予算申請に向け、分析および検討を要する。	予算編成において、中長期財政計画や保全計画の策定等で法人本部とより一層連携を密に行う。 学校会計システムの改善等により、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを、より一層適正及び簡易的な操作で定型的な分析が行えるよう検討する。 業務効率化による更なる効果をあげるため、人為的ミスの防止および透明性を確保しつつ、伝票起票の多重チェック等に係る労力削減のための運用方法を検討する。 予算と決算の差異が縮小し予算の精度が上げられるよう、予算の必要性、適切性等についてより一層の検討・精査を行う。 また、伝票処理作業等について、設置が予定されている経理センターなど、法人全体での効率化について検討する。	学校法人東京農業大学経理規程 学校法人東京農業大学調達規程 学校法人東京農業大学内部監査室規程 東京情報大学基本方針
	④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	本学では、『東京情報大学組織及び職制』を定めており、大学業務を支援する事務組織を整備している。また『東京情報大学事務分掌規程』において、それぞれの事務組織が所掌する事務分担当が記されており、具体的な事務の内容等を規定しており、適切に運用されている。 職員の採用に関しては、専任職員については法人の人事課が企画立案し、人事委員会の審議を経て適切に決定している。	機能的・効率的な組織編制と業務量に見合った職員配置に努めるとともに、部局間の連携・支援体制による柔軟な対応がなされており、目標達成に向けた各所管の取組みが適切に行われている。 組織規模が小さいことに加え、本学での勤務年数が長い職員が多く、年齢構成が適正であるとはいえないが、現状において、管理職への登用の機会は少ないものの、業務の目標設定を自ら定め、その評価を得ること、学生・教員との信頼関係により日常的な達成感や充実感を味わうこと等によって、現状維持体質から脱却し、事務組織全体の活性化を目指すことが、職員の組織活性化を醸成することに繋がっている。	大学を取り巻く社会環境の変化に対応すべく、組織のさらなる機能向上と効率化の推進を図る必要があることから、事務局内に検討委員会を組織し、組織・業務の見直し、法人本部との業務一体化を踏まえ、その改善を目指す。 合わせて、将来的な組織・人事バランスを考慮した人事計画案を検討する。	東京情報大学基本方針
	⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施	人事制度における人事評価は、①態度評価、②能力評価及び③目標達成度評価の三つから構成されており、人事評価制度の目的は、評価により職員の業務遂行能力を把握し、教育訓練を通じて職員的能力開発と育成を図ることにある。この中で目標達成度評価を導入することによって、所属長と課員、上司と部下との職場内コミュニケーションが今以上に重要になり、さらに、職場内教育訓練(OJT)を通じて、人事評価表の態度評価・能力評価の評価項目に基づき、求められる能力向上と目標達成(課題解決)のための取り組みが上司と部下の双方向で主体的に展開している。しかし、所管の年齢構成や所管業務の特殊性等により、能力向上・育成に係る進捗過程については所管により異なることが予想されるため、本法人職員として求められる標準的な質的保証を図るため、総務部が中心となり、2級・3級・4級の若手職員を対象に必要な標準的な基礎的能力の向上や、個々の能力、個性に応じたキャリア形成を築くためのプログラムを並行して実施している。 また、教職員全体として、「教育改革推進支援事業報告」「公的研究費適正執行等説明会」を実施した。	本学の研修制度は、制度の体系や年間の研修開催状況をみると、他大学と比較し見劣りがないものである。昨年度に引き続き、研修内容の見直しを行い、より効果の高いものとなるよう改善を図っている。	現在は、学校法人が主体となったものに参画することで、一般職員の資質向上につなげているが、各職員の日常業務優先等の理由から、必ずしも充実したSD活動であるとは言えない。 大学独自の研修体制を検討、構築するためにも研修日程や、職員が負担なく参加できる体制を考えていく中で、職員個々においても、研修目的や必要性を自らが理解し、主体的な能力向上につなげていきたい。	東京情報大学基本方針
	⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	毎月、定期的に運営委員会、各教授会、大学院研究科委員会が開催されている。また、毎週、学長連絡会が開催され大学の状況が把握されその運営について確認されている。	大学の運営に関する定期的な会議が開催され大学運営の適切性について定期的に点検・評価が行われているが、改善・向上に向けた取り組みには、検討の余地がある。	大学の管理運営の改善行動へつながる体制の整備が必要である。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織および職制 東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学教授会規程 東京情報大学基本方針

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等	
(2)財務		<p>① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。</p> <p>② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。</p>	<p>○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定          &lt;私立大学&gt;          ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定</p> <p>○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)          ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み          ○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等</p>	<p>法人全体及び各部門の中長期財政計画を、法人本部財務部において策定している。          平成30年度の大学の予算編成においては、法人連絡協議会で協議された通知項目を基に、基本金組入前収支差額「黒字」予算として、予算編成の基本方針を策定実行した。          &lt;事業活動収支差額比率&gt;          2015年度決算 2.3% 2016年度決算 Δ1.0% 2017年度決算 Δ1.7%</p> <p>また、学部改組及び新学部設置から完成年度までの4年間について、収支シミュレーションを行い、予算方針の大学における予算方針の目安としている。          &lt;事業活動収支差額比率&gt;          平成29年度 Δ6.5% 平成30年度 Δ2.1% 平成31年度 3.2% 令和2年度 9.4%</p> <p>人事計画、教育研究計画、施設設備整備計画等に対応する財源確保を中心とした中長期財政計画を策定している。          定員充足を目指すとともに、学生生徒等納付金の過度の依存を避けるため、学外からの資金を受け入れる体制整備として、総合情報研究所の体制強化を昨年に引き続き実施した。          また、平成30年度末の大学の翌年度繰越支払資金は、2,323,779,124円を確保し、前年度決算に対し、177,954,086円の増額となった。寄附金収入は、7,265,000円、不随事業・収益事業収入は、24,526,132円となっている。</p>	<p>N2018第2期中期事業計画(2015~2018)の最終年度として、ガバナンス強化や安定的な財政基盤の確立に向けた事業の積極的な実施を行った。具体的には、創立30周年記念事業として、後援会、校友会、教育振興会及び学友会からの寄付金を財源とした施設の改修、備品の更新等を行い、キャンパス環境整備を実施した。</p> <p>平成30年度決算の事業活動収支差額比率は、大学全体として0.1%となり、プラスに転じた。          定員充足については、平成30年度の学部入学定員500人(編入学を除く)に対し、入学者は549人(超過率1.10倍)、学部収容定員2,020人に対して平成30年5月1日現在の現員1,961人(充足率0.97%)であった。(平成29年度は、入学者536人(超過率1.07%)現員1,873人(充足率0.93%))          平成30年度の学生生徒等納付金は、2,339,663千円、学生生徒等納付金比率は、90.5%と依存率は高いが、経常収入は増加傾向にある。          外部資金獲得状況としては、科学研究費補助金の採択率は高くなっているが、交付額は平成29年度に比較して若干の減となっている。受託研究費並びに奨学寄附金においても、受入れ件数においては前年度並みを確保しているが、受入額は、受託研究費は減、奨学寄附金は増額となった。</p>	<p>法人本部との連携を密にし、大学の将来計画に対応した中長期財政計画を策定、実行していくために、収入面として、学生定員の確保及び補助金等外部資金の獲得を目指す。また、支出面では、人事計画、施設設備計画について優先順位による計画的な実施を図っていく。</p> <p>大学評価(認証評価)結果において、学生生徒等納付金への依存度が高い状態であることが指摘事項となっており、その改善に努めていかなければならない。外部資金獲得のため、総合情報研究所主体による地域連携等の充実により、受託研究費、寄附金等の更なる獲得を目指す。          さらに、内部質保証に関する取り組みとともに、補助金獲得に向けての取り組みを行う必要がある。          総合情報学部の改組、看護学部の完成年度を迎える令和2年度の事業活動収支差額比率は9.4%と目標としているが、このために定員確保とともに、人件費、教育研究経費、管理経費の適正化に配慮し財政基盤の確立を目指していく。</p>	<p>東京情報大学内部質保証に関する要綱          東京情報大学基本方針</p> <p>東京情報大学内部質保証に関する要綱          東京情報大学基本方針</p>